

平成 28 年

小樽市議会会議録(4)

第 4 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 28 年

小樽市議会第 4 回定例会

平成 28 年 12 月 1 日開会

平成 28 年 12 月 19 日閉会

平成28年
第4回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 12月1日～12月19日（19日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
12月 1日（木）	提案説明等	
2日（金）	休 会	
3日（土）	”	
4日（日）	”	
5日（月）	会派代表質問	議会運営委員会
6日（火）	休 会	”
7日（水）	”	”
8日（木）	”	”
9日（金）	”	”
10日（土）	”	
11日（日）	”	
12日（月）	”	議会運営委員会
13日（火）	”	”
14日（水）	”	”
15日（木）	”	”
16日（金）	”	”
17日（土）	”	
18日（日）	”	
19日（月）	討論・採決等	議会運営委員会 各常任委員会 学校適正配置等調査特別委員会

平成28年
第4回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 12月1日（木曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 会期の決定	3
1	日程第2 議案第1号ないし議案第26号	3
	○提案説明 市長（議1～議25）	3
	○提案説明 川畑議員（議26）	5
1	日程第3 平成28年第3回定例会議案第7号ないし議案第20号	6
	決算特別委員長報告	6
	○討 論 酒井（隆裕）議員	11
	○討 論 石田議員	12
	○討 論 鈴木議員	13
	○討 論 斉藤議員	13
	○討 論 佐々木議員	15
	○討 論 安斎議員	15
	採 決	16
1	日程第4 休会の決定	16
1	散 会	16

○ 12月5日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	19
1	欠席議員	19
1	出席説明員	19
1	議事参与事務局職員	20
1	開 議	21

1	会議録署名議員の指名	21
1	日程第1 議案第1号ないし議案第28号	21
	○提案説明 市長（議27、議28）	21
	○会派代表質問 中村（吉宏）議員	21
	○議事進行について 鈴木議員	47
1	散 会	48

○ 12月19日（月曜日） 第3日目

1	出席議員	51
1	欠席議員	51
1	出席説明員	51
1	議事参与事務局職員	52
1	開 議	53
1	会議録署名議員の指名	53
	○議長からの発言（12月5日の鈴木議員からの議事進行について）	53
	会期延長を求める動議 高野議員	53
	○討 論 千葉議員	54
	○討 論 川畑議員	54
	○討 論 石田議員	55
	○討 論 安斎議員	56
	採 決（動議）	56
1	日程第1 請願及び陳情並びに調査	56
	総務常任委員長報告	56
	採 決	57
	経済常任委員長報告	57
	採 決	57
	厚生常任委員長報告	57
	採 決	57
	建設常任委員長報告	58
	採 決	58
	学校適正配置等調査特別委員長報告	59
	採 決	59
	委員会付託・閉会中継続審査	59
1	日程第2 決議案第1号	59
	○提案説明 小貫議員	59

○討 論	石田議員	59
○討 論	中村（吉宏）議員	60
○討 論	秋元議員	61
○討 論	酒井（隆裕）議員	62
○討 論	安齋議員	64
○討 論	中村（岩雄）議員	65
採 決		65
1 日程第3	決議案第2号	65
○提案説明	酒井（隆行）議員	65
○討 論	石田議員	67
○討 論	斉藤委員	67
○討 論	新谷議員	69
○討 論	面野議員	70
○討 論	安齋議員	72
○討 論	中村（岩雄）議員	73
採 決		74
○議事進行について	小貫議員	74
○議事進行について	小貫議員	74
議会審議を継続することを求める動議	小貫議員	74
○討 論	高野議員	75
採 決（動議）		75
1 自然閉会		75

議事事件一覧表

議案

議案	案	第	1	号	平成28年度小樽市一般会計補正予算
議案	案	第	2	号	平成28年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
議案	案	第	3	号	平成28年度小樽市病院事業会計補正予算
議案	案	第	4	号	平成28年度小樽市水道事業会計補正予算
議案	案	第	5	号	小樽市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	6	号	小樽市職員退職手当支給条例及び小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	7	号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	8	号	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	9	号	小樽市民会館条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	10	号	小樽市民センター条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	11	号	小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	12	号	小樽市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	13	号	小樽市産業会館条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	14	号	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	15	号	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	16	号	小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	17	号	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	18	号	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	19	号	小樽市の簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例案
議案	案	第	20	号	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	21	号	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	22	号	工事請負変更契約について〔(仮称)消防署オタモイ出張所新築工事〕
議案	案	第	23	号	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市いなきたコミュニティセンター〕
議案	案	第	24	号	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場〕
議案	案	第	25	号	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市夜間急病センター〕
議案	案	第	26	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案	第	27	号	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案
議案	案	第	28	号	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案

決議案

決議案	案	第	1	号	高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議(案)
決議案	案	第	2	号	森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議(案)

陳情

陳情	情	第	12	号	家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方について
陳情	情	第	13	号	下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について
陳情	情	第	14	号	北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について
陳情	情	第	15	号	北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について
陳情	情	第	16	号	高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

中村（吉宏）議員（自由民主党）（12月5日1番目）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 市長の政治姿勢について
 - （1）平成27年度小樽市一般会計決算不認定について
 - （2）北海道電力泊原発の廃炉要望書の提出に関する手続きについて
 - （3）今回小樽市が提訴された損害賠償請求訴訟について
- 2 議案・政策・市政全般について
 - （1）議案について
 - （2）許認可判断審査基準の整備について
 - （3）市内小中学校統合により生じた学校跡の利用について
 - （4）公共施設の老朽化対策と市民プール建設について
- 3 経済対策について
 - （1）観光について—小樽・後志地域の観光、観光DMOについて
 - （2）経済活性化に関する市の今後の対応—交付金等の増設
 - （3）中小企業振興基本条例の進捗
 - （4）高島地区における観光船事業者と漁業者への対応について
- 4 除排雪・貸出ダンプ制度について
 - （1）今年度の除排雪体制と総合除雪のJV編成及び入札について
 - （2）貸出ダンプ制度の変更と住民への説明について
- 5 厚生に関連して
 - （1）検診に関して
 - （2）市立保育所における保育士の状況について
- 6 その他

秋元議員（公明党）（自然閉会のため質問に至らず）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 財政について
 - （1）財政問題について
 - （2）新年度予算編成について
 - （3）使用料手数料について
- 2 地方公務員法第15条違反について
- 3 泊原発の廃炉要望について
- 4 小樽港の将来と利活用について
 - （1）第3号ふ頭及び周辺再開発計画について
 - （2）平成28年度当初予算の主要施策、港湾上屋整備事業について
 - （3）高島漁港区における観光船事業について
- 5 その他

小貫議員（日本共産党）（自然閉会のため質問に至らず）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 議案について
 - （１）農業委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案について
 - （２）使用料・手数料の値上げについて
 - （３）補正予算について
- 2 市長公約について
 - （１）泊原発の廃炉要望について
 - （２）市営室内水泳プール建設について
 - （３）カジノ誘致について
 - （４）市政運営について
- 3 来年度予算について
 - （１）予算編成方針について
 - （２）石狩湾新港について
- 4 まちづくりについて
 - （１）建築基準法第４２条第２項道路について
 - （２）がけ地の建築物について
 - （３）立地適正化計画について
- 5 医療問題について
 - （１）高齢者への医療負担増について
 - （２）協会けんぽとの連携について
- 6 その他

面野議員（民進党）（自然閉会のため質問に至らず）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 財政について
- 2 観光について
- 3 除排雪について
- 4 原発について
- 5 アスベストについて
- 6 その他

○質疑及び一般質問

安斎議員（新風小樽）（自然閉会のため質問に至らず）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 高齢社会で生きる人々のために
 - （１）市長公約の「小樽の素晴らしい自然環境を生かし老健施設の充実」について

(2) 高齢者の病気予防と健康増進に関連して

(3) 高齢社会対策の必要性について

2 その他

石田議員（無所属）（自然閉会のため質問に至らず）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 除排雪について

2 その他

○一般質問

千葉議員（公明党）（自然閉会のため質問に至らず）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

1 企業版ふるさと納税について

2 小樽の空き家の利活用と観光振興策について

(1) 小樽らしい建造物の空き家等の実態と懸念について

(2) 小樽の古民家の利活用について

(3) 悪質な客引き行為への対策について

3 がん検診受診率向上について

(1) 本市のがんの特徴について

(2) コール・リコールの取組について

(3) 胃内視鏡検査の導入について

(4) 医療用かつらの購入費補助金制度について

4 認知症サポーターの養成について

5 その他

高橋（龍）議員（民進党）（自然閉会のため質問に至らず）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

1 日本遺産について

2 観光と企業誘致について

3 除排雪について

4 その他

酒井（隆裕）議員（日本共産党）（自然閉会のため質問に至らず）

答弁を求める理事者 市長、教育長及び関係理事者

- 1 凍結路の安全対策について
- 2 観光船事業について
- 3 就学援助について
- 4 その他

新谷議員（日本共産党）（自然閉会のため質問に至らず）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 介護保険制度について
- 2 定住促進住宅について
- 3 公営住宅の玄関前除雪について
- 4 環境問題について
- 5 その他

酒井（隆行）議員（自由民主党）（自然閉会のため質問に至らず）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 風力発電について
- 2 旧し尿処理場について
- 3 次期総合計画策定について
- 4 市政運営について
- 5 その他

鈴木議員（自由民主党）（自然閉会のため質問に至らず）

答弁を求める理事者 市長及び関係理事者

- 1 対ロシア貿易と小樽港港湾整備、北極海航路について
- 2 北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺整備及び新組織について
- 3 その他

平成28年
第4回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成28年12月1日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹													
監	査	委	員	菊	池	洋	一	副	市	長	上	林	猛											
病	院	局	長	並	木	昭	義	水	道	局	長	浅	沼	敦										
総	務	部	長	前	田	一	信	財	政	部	長	前	田	孝	一									
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉				
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭					
福	祉	部	長	日	栄		聡	建	設	部	長	相	庭	孝	昭									
消	防	長	明	井	隆	生		病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	工	藤	裕	司	総	務	部	長	伊	藤	和	彦									
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	企	画	政	策	室	長	相	内	昌	幸							
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	監	査	委	員	長									
								財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公							

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成28年小樽市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から12月19日までの19日間といたしたいと思ます。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「議案第1号ないし議案第26号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第25号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第4号までの平成28年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算の主なものといたしましては、所得の低い方を対象に平成26年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するための簡素な給付措置である臨時福祉給付金について、国が平成28年度第2次補正予算の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括措置することを決定したことから、本市における給付事業を行うための臨時福祉給付金給付事業費を計上したほか、国内外観光客の通信利便性の向上を図るため、通信環境整備に係る費用の一部を助成する公衆無線LAN通信環境整備事業費補助金、平成29年4月の北陵中学校の開校に向けて机や椅子等を更新するための初度調弁費の増額、北海道後期高齢者医療広域連合への療養給付費負担金について、前年度の療養給付費額の確定に伴う本年度負担金の増額など、所要の経費を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、使用料、国庫支出金、寄附金及び繰入金を計上いたしました。

債務負担行為につきましては、小学校のスクールバス運行経費や水泳教室開催経費のほか、年度をまたぐ端境期対策として、工事の早期発注を図るための臨時市道整備事業費を計上いたしました。

また、いなきたコミュニティセンターと夜間急病センターの指定管理者の管理代行業務等に係る経費につきましても、債務負担行為として所要の経費を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は6億7,618万7,000円の増となり、財政規模は601億7,720万円となりました。

次に、特別会計では、介護保険事業特別会計において、各サービスにおける給付費見込みの精査に伴い、所要の補正を計上いたしました。

また、企業会計では、病院事業会計において、債務負担行為として、血管造影撮影装置の更新費用について所要の経費を計上したほか、水道事業会計において、債務負担行為として、工事の早期発注を図るため、配水管整備事業費について所要の経費を計上いたしました。

続きまして、議案第5号から議案第25号までについて説明申し上げます。

議案第5号農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会委員の選出方法を市長が議会の同意を得て任命する方

法に一本化するとともに、その定数を規定するものであります。

議案第6号職員退職手当支給条例及び水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員退職手当法の一部改正に準じ、所要の改正を行うものであります。

議案第7号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、特例適用利子等または特例適用配当等の所得に対して課する個人の市民税を分離課税する規定を追加するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第8号手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、保健所関係手数料を改定するとともに、建築基準法の一部改正に伴い、特定用途誘導地区内の建築物の特例許可申請手数料の対象に容積率及び建築面積の特例を追加するものであります。

議案第9号市民会館条例の一部を改正する条例案につきましては、市民会館のホールの土曜日、日曜日及び祝日の利用に係る利用料金設定基準を改定するものであります。

議案第10号市民センター条例の一部を改正する条例案につきましては、市民センターのホールの土曜日、日曜日及び祝日の利用に係る利用料金設定基準を改定するものであります。

議案第11号勤労女性センター条例の一部を改正する条例案につきましては、勤労女性センターの夜間の区分の使用料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第12号化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案につきましては、死亡獣畜取扱場設置許可等の申請手数料を改定するものであります。

議案第13号産業会館条例の一部を改正する条例案につきましては、産業会館の土曜日、日曜日及び祝日の使用区分の使用料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第14号おたる自然の村条例の一部を改正する条例案につきましては、おたる自然の村の各施設の使用料を改定するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第15号観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案につきましては、観光物産プラザの多目的ギャラリー及び中庭の利用料金設定基準について、土曜日、日曜日及び祝日の利用区分を設けるものであります。

議案第16号地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正に準じ、地区整備計画の区域内における建築制限の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第17号都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、自動販売機を公園施設として設置する場合の使用料を設けるとともに、野球場の競技場の使用料を改定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第18号港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案につきましては、港則法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号小樽市の簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例案につきましては、小樽市の簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するものであります。

議案第20号火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、重大な消防法令違反のある防火対象物を公表することができるようにするものであります。

議案第21号消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、甲種防火対象物及び乙種防火対象物の防火管理に関する講習並びに防火管理対象物の防火管理に関する講習に係る手数料を設けると

もに、所要の改正を行うものであります。

議案第22号工事請負変更契約につきましては、(仮称)消防署オタモイ出張所新築工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第23号から議案第25号までにつきましては、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。いなきたコミュニティセンターにつきましては引き続き株式会社小樽ビル管理を、駅前広場駐車場及び駅横駐車場につきましては引き続き小樽駅前ビル株式会社を、夜間急病センターにつきましては引き続き一般社団法人小樽市医師会を、それぞれ指定するものであります。

以上、概括的に御説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(横田久俊) 次に、議案第26号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、議案第26号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

10月27日に国際連合総会第1委員会が核兵器禁止条約の締結交渉を来年開始するという決議案を賛成123、反対38、棄権16という圧倒的多数で採択しました。これは核兵器廃絶に向けた画期的な動きであります。一度に大量の人を無差別に殺し、大規模な破壊をもたらす大量破壊兵器のうち、生物兵器禁止条約が1975年に、そして化学兵器禁止条約が1997年に発効しています。しかし、核兵器については、兵器そのものを禁止する条約はいまだに締結されていません。

この決議によって、核兵器を禁止し、完全廃絶につながるような法的拘束力のある条約を交渉するために国連の会議を2017年に招集することになります。国連会議は来年3月27日から31日、6月15日から7月7日の2会期、ニューヨークで開催すると明記され、国際機関やNGOの非政府組織なども参加するとしています。

国際社会は、核兵器の禁止へ向けて歴史的な一歩を踏み出すこととなります。核兵器禁止条約の締結交渉を来年開始するという決議案に対して、米英仏中ロの核保有5カ国のうち、中国は棄権いたしました。ほかの4カ国は反対しました。日本は、米国などの核保有国と歩調を合わせて反対しました。日本政府は、これまで核兵器禁止条約の交渉開始を求める国連総会の決議には棄権を続けてきましたが、今回の歴史的決議に際しては、アメリカの恫喝に屈して、さらに後退し、反対の態度をとりました。唯一の戦争被爆国の政府にあるまじき日本国民の意思を踏みにじる態度で、許しがたいものであります。

核兵器禁止条約に仮に最初は核保有国が参加しなかったとしても、国連加盟国の多数が参加して条約が締結されれば、核兵器は人類史上初めて違法化されることとなります。そうなれば、核保有国は法的拘束を受けなくても、政治的・道義的拘束を受け、核廃絶に向けて世界は新しい段階に入ることとなります。

平和首長会議は、2020年までに核兵器廃絶を目指して、署名活動や宣伝活動を展開しています。平和首長会議への加盟数については、2016年11月1日現在、162カ国・地域の7,164都市に広がっています。日本国内の加盟自治体は、小樽市も含め1,643都市へと拡大しています。

小樽港は、自然条件に恵まれた天然の良港と高い評価を受けています。平和を願う市民の誇りとして、小樽港に、1961年以降、毎年のように外国艦船が寄港し、これまで87隻に上ります。中でも、米艦船の寄港は78隻と断トツに多い状況です。小樽市は、艦船の受け入れに当たって、都度、外務省に打診しておりますが、我が国政府としては、核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断し

ているとの姿勢に終始しているところです。

道内の主要港湾には国際拠点港湾2港と重要港湾10港がありますが、小樽港への外国艦船の寄港は、道内のほかの港湾とは比較にならない多さです。有事に備えて小樽港を軍港化しようとしていることは明らかです。

神戸市会が1975年3月18日に、核搭載艦船で入港を希望する艦船に対して非核証明書の提出を求めるといふ、神戸港に核兵器を搭載する艦船の入港を拒否する、こういう決議を行った経験に学び、そしてまた、小樽市議会が1982年6月28日に、我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、核兵器廃絶平和都市宣言を決議しております。宣言を決議された諸先輩議員の意に沿い、小樽市議会の総意として非核港湾条例を制定しようではありませんか。

各会派の議員の皆さんの同意をお願いして、非核港湾条例の提案説明といたします。（拍手）

○議長（横田久俊） 日程第3「平成28年第3回定例会議案第7号ないし議案第20号」を一括議題といたします。

これより、決算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○19番（林下孤芳議員） 決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

参与の任用については、手続、目的、報酬額などに多くの不適切な点が見られたが、これらに対する疑念は、市長を初め、市の説明を聞いても払拭することはできなかった。

そのため、議会としては、平成27年第3回定例会において、参与報酬が含まれた補正予算の修正可決及び参与報酬を定めた条例案の否決をもって参与に対する意思を明確に示したが、その後も任用を継続したことは、議会意思を無視した行為であり、非常に悪質で不適切な対応であり、到底認められるものではない。

市長は、自身の意向で事業や人事などを進めようとする場合、法令の解釈さえクリアできれば、議会意思などを無視してでも強行して進めて構わないという考えなのか。

議会が参与に否定の意思を明確にしたにもかかわらず、市は、参与の任用時に行った報酬の流用措置が適法だとして、以後は議決を回避し、流用した予算で任用を続けたことはこそくであり、議会をばかにした態度だと言わざるを得ないが、そもそも議会意思に反して予算執行することは違法ではないのか。

また、人事の権限が市長にあることは理解するが、権限とは合法であり、公平・公正の上で初めて行使できるものであり、違法で恣意的、わがまま勝手に行使できる権限ではないと思うがどうか。

参与の報酬額を決定するに当たり、市では、臨床心理士の日額報酬1万4,340円を参考の一つとして、単価を1万5,000円に設定し、月額換算して参与の報酬額を月額30万円にしたという。

しかし、臨床心理士の報酬を参考にした根拠について、市側の答弁からは、参与の報酬額は日額1万5,000円という単価ありきで決められたというほか聞こえず、なぜ臨床心理士が出てきたのか不透明であることから、その根拠を具体的に示すべきと思うがどうか。

参与報酬について、市は、参与が除雪に関して高度な知見を有していることを根拠に月額30万円としたというが、市に対し高度な知見とは何か尋ねても明解な回答はなく、ただ参与の行政と民間での業務経験を述べるのみであり、その根拠は具体性に欠けていた。

具体性に欠けた根拠を並べても、それは万人に受け入れられないただの後づけであり、今回の参与の

任用については、森井市長があえて後援会幹部の任用を求めてきたという経緯からも、月額報酬30万円ありきの論功行賞人事であったと言わざるを得ないがどうか。

総務費における臨時雇用者賃金については、参与に支払う嘱託報酬に流用されたことにより、執行予算に不足が生じたという。

そもそも、流用は、流用元の予算に余裕があるからできるものであって、流用することによって流用元の予算が不足してしまうような運用は本来あり得ないのではないか。

市長直轄の市政全般のアドバイザーという名目で任用した参与に対し、市は、報酬や社会保険料の事業者負担分として約350万円もの税金を使用したという。

しかし、市政全般のアドバイザーといいながら除雪以外の業務実績はほとんどなく、その除雪についても、市職員時代の除雪業務へのかかわりなどに鑑みれば、任用による成果はほとんどなかったと思われる。

議会の大多数がこのような認識の中、市長は参与の任用は無駄ではなかったと主張をするが、税金を使い参与のような者を任用するのであれば、議会、市長、市職員の全てが客観的に任用した効果を確認できなければ、税金の無駄遣いであったと言わざるを得ないと思うがどうか。

参与は、途中から除排雪に特化したアドバイザーのような形になり、除排雪以外へのアドバイスはとも少なかったと聞く。

参与の役割が除排雪に特化したのであれば、その報酬も除排雪に関するアドバイス料のみとし、報酬として設定された30万円から一定の金額を差し引いたものでもよかったのではないか。

また、参与の業務日誌を見ると、除排雪に重点を置いたにしては、除排雪作業に関する市長との打ち合わせに参加していないというときがあったり、市民から直接、個別の相談を受けたりしている。これらは、参与の業務として、とても不自然なものであると思うがどうか。

参与は、市長の政策アドバイザーであることから、職員を指揮・命令できる立場にはなく、職員の業務に直接かかわる機会が職員から助言の求めがない限りほとんどなかったものとする。

しかしながら、除排雪に関して、参与の業務日誌を見ると、「副参事に指示済み」との記載があり、参与が職員へ直接指示していたとも読み取れるが、これは参与が政策アドバイザーという立場を超えて業務を行っていたものなのではないか。

また、参与の任用に当たっては、市長が直接本人へ依頼したというが、参与は森井市長の後援会の幹事長代行だったこともあり、後援会とのつながりによる任用が強く疑われる。市長として行動していく以上は、後援会と一定の距離を置くべきと思うがどうか。

参与宛ての来客状況について、参与が所属していた秘書課では全てを把握していなかったというが、参与に対し多額の報酬を支払っておきながら、その勤務状況を把握できていなかったということは、管理がずさんだったと言わざるを得ない。

本来であれば、管理することが当然だと思うが、それを怠ったのは、参与は市長が任用したいと言いつ出し、後づけの理屈をつけてまで月額30万円もの報酬で任用した「さわることのできない」人物だからなのではないのか。

そもそも参与は市長の政策アドバイザーであり、来客した一般市民の相談を直接受けることは本来の業務ではないはずである。しかし、実際には業務外の業務を行っており、そのことを管理できなかったことは事務執行上の重大な瑕疵であり、その責任を市は負うべきだと思うがどうか。

森井市長は、参与が高度な知見を有しているため任用したというが、高度な知見とは何かと質問しても、具体の答弁がないことに鑑みると、市長一人が参与には高度な知見があると勝手に思い込んでいた

だけだったのではないのか。

また、参与からのアドバイスとして残されたものは、業務のまとめとして作成された報告書のみであり、それも参与でなければできないような内容ではなかった。参与のアドバイスが高度な知見として月額30万円を支払ってまで必要だったのであれば、成果として残せるよう、きちんと記録すべきだったのではないのか。

結局、森井市長が連れてきた参与は、小樽市の行政に全く必要がなかったもので、それを約1年間も任用し続けた市長の責任は重いと思うがどうか。

現在、市では、多くの市民の意見を市政に反映させるため、まちづくりエントリー制度を試行しているが、参加する市民への報酬や謝礼などについては、それぞれの審議会等で扱いが異なり、謝礼自体ないものもあれば、執務日につき5,500円の報酬が支払われるものまで、ばらつきがある状況であるという。

これは、支払いの根拠となる条例や要綱がそれぞれに異なっていることなどが原因とのことだが、このような状況では、参加していただく市民に不公平感を与えかねないことから、エントリー制度を進めるに当たっては、報酬等のあり方をしっかりと整理し、一律の基準で報酬等を支払うべきと思うがどうか。

平成27年度の平和事業については、戦後70年ということもあり、例年に比べ事業規模を拡大し、平和映画上映会や長崎市派遣事業など6事業を実施したという。

事業の実施に当たっては、運営上、予算上で幾つかの問題があったとは聞くものの、戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝えていくことを目的とした本事業は非常に大切である。

市には、派遣事業を共催している青年会議所などと話し合いを行い、今後においても本事業を大きく進めてほしいと思うがどうか。

本市の財政再建について、市は、財政調整基金や他会計から繰り入れを行わず、本来の歳入のみで予算編成が可能となり、かつ基金や他会計への償還が完了した状態をもって果たされると認識しているとのことだが、財政再建に当たっては、職員給与の独自削減や国による三位一体改革の際に市民サービスを削減してきた経過もある。

真の財政再建を果たすためには、これら削減したサービスなどを復元することが欠かせないと思うがどうか。

財政力指数について、平成27年度の数値を見ると、本市の財政は地方譲与税や普通交付税に依存した財政運営を行っている状況が見てとれ、市は、その脱却に向けて市税収入の確保に努めていかなければならないと考えているという。

確かに市税の確保は、弾力性のある財政運営に必要不可欠であるが、ただ市税収入を増加させるという目先にとらわれるのではなく、市税を納めるのは市民だということを踏まえ、市税の根本である市民所得の増加を目指した施策を進めてほしいと思うがどうか。

平成27年度の教育費では、約3億5,600万円という多額の不用額が発生している一方、その中の各学校への配当予算については、おおむね100%の執行率になっており、学校現場からは、テスト用の紙を買うことさえ大変な状況であると聞いている。

このように、学校配当予算では切り詰めた予算執行が行われているところ、教育費予算全体で見ると多額の不用額が発生しているという状況にあっては、不用額を流用することなども含め、教育現場の環境整備を行うことができるよう、しっかりとした予算執行をしてほしいと思うがどうか。

放課後児童クラブの利用については、市が、土曜日のクラブ開設数の拡大や受け入れ学年を小学校6

年生までに拡大するなどしたことで、平成27年度の放課後児童クラブ登録児童数の総合計が26年度を上回る状況であったと聞く。

中でも勤労女性センターでは、小学校の統廃合を一つの要因として受け入れ児童がふえ、施設の受け入れ定員を超えている状況であることから、市では、昨年、所管部間で4回の定期協議を行い対策について協議したというが、国の定める基準で最低基準の向上が規定されていることに鑑みれば、定期協議をより密に開催し、早期解決を図るべきと思うがどうか。

現在、青の洞窟や窓岩などに多くの観光船が運航しているが、平成27年度において、新規事業者や既存事業者からの新規航路の届け出はどれだけあったのか。また、今後においても、事業者や航路などがさらにふえる見込みはあるのか。

一方、観光船事業者がふえることによって事故の発生も懸念されることから、北海道運輸局が主催となり関係者と安全航行の確保に向けて協議していくというが、塩谷海岸の幾つかの事業者への聞き取りでは、周辺海域では漁業者が営漁していることもあり、事業者と漁業者の話し合いが必要だろうという声も上がっていることから、今後においてもしっかりと協議を行ってほしいと思うがどうか。

平成27年度決算では、小樽市指定ごみ袋の作成費で800万円程度の不要額が生じている。これは、石油製品の価格の下落によって単価が下がったためというが、今後も、価格の変動が考えられるならば、単価が低いうちにごみ袋の作成枚数をふやして保管するということではできないのか。

また、このごみ袋については、市の介護用品助成事業により紙おむつなどの助成を受けている者がいる世帯、障害者総合支援法第77条第1項第2号の規定に基づく日常生活用具のうち、ストマ用装具または紙おむつなどの給付を受けている身体障害者・児のいる世帯には、30リットルのごみ袋が一定枚数無料配布されている。

しかしながら、30リットルの袋では大き過ぎて使い切れず、逆にいっぱいになると重たくて運べない等の声もあることから、市には、ごみ袋の大きさを選択することができるよう検討を進めてほしいと思うがどうか。

マイナンバー制度について、国は行政手続が簡素化され国民の負担が軽減されるというメリットを説明しており、市も同様の考えであるというが、現時点では国や市の言うメリットにつながる施策は行われておらず、むしろ事業者にとっては、従業員のマイナンバーを管理する義務だけが発生するなど負担増になっていると思われる。

国が言うメリットについては、マイナンバーなしでも実現可能なものであり、逆に情報管理の大変さやセキュリティに対する不安などデメリットが多く、マイナンバー制度は無駄なものと考えられることから、市は国に対し同制度の廃止を求めていくべきと思うがどうか。

国民健康保険料の収入率については、市民の納付意識の高まりもあり、年々上がっているというが、その一方で、差し押さえによる滞納処分の強化も一因とのことである。

保険料は支払わなければならないものではあるが、市民の中には、高過ぎて払えないという状況もあることから、保険料を引き下げのために国民健康保険事業運営基金の取り崩しや保険料の減免対象の拡大など、市として負担軽減を図る手だてを考えるべきと思うがどうか。

また、保険料の引き下げには、保険給付を減らすことも必要だが、そのためには特定健診による病気の早期発見や予防が重要であることから、健診が充実している他都市の事業を参考にして、特定健診の受診率を向上させるなど、保険料の引き下げにつながるような取り組みを行ってほしいと思うがどうか。

介護保険料の収入済み額については、平成27年度と26年度を比較すると1億8,276万円も上昇している。これは被保険者の収入に対する保険料の負担割合が上昇していることが一因ではないかと推測す

るが、負担割合の増加に伴う影響の調査は行われなかったのか。また、保険料や負担割合の上昇によって介護サービスを利用できなくなったような事例はないのか。

また、保険料がいや応なしに年金から天引きされることや、27年度の制度改正によって一部の利用者の利用料が2割負担になったことなどを考えると、平成27年度末で3億5,841万円もあるという介護給付費準備基金を取り崩し、利用者負担を軽減するような取り組みを積極的に行うことが必要であると思うがどうか。

一方、国に対しては、国庫負担割合をふやして、介護保険料の引き下げ、介護報酬の引き上げなど制度の改善を行うよう要望してほしいと思うがどうか。

認知症サポーターの養成については、平成27年度に26回の養成講座が開催され、816名が受講したと聞く。

この認知症サポーターは年々増加しており、認知症対策における認知症サポーターの役割に大いに期待するところであるが、養成された認知症サポーターはどのような活動を行っているのか。

また、今後は認知症サポーターが増加する一方で、認知症を発症する方も増加することが見込まれている。市には、本事業を含め引き続き認知症対策に努めてほしいと思うがどうか。

犬管理所における犬、猫の殺処分数について、その数は年々減少しているというが、殺処分ゼロを目指し、犬管理所を円滑に運営していくには、ボランティア団体の協力が必要である。

犬管理所の運営については、平成28年度からは、このボランティア団体が設立した市民団体に業務委託しているとのことであることから、動物愛護の観点からも、この方たちの意見を十分に尊重して今後の活動を進めてほしいと思うがどうか。

市営住宅使用料の収入率について、近年は94%から95%の間で推移しているという。この数値は道内主要都市の中では若干高目であるとのこと、市は、この水準を維持したいとしているが、その反面、高額ではないものの、不納欠損が毎年発生しているという。

市は、不納欠損を出さないためには長期の未納者をつくらないことが大事であると考えているというが、どのような対応をとっているのか。

また、対応するに当たっては、未納者の状況を聞くなど、一方的にならないよう進めてほしいと思うがどうか。

公共賃貸住宅長寿命化計画に基づく修繕等の進捗については数年のおくれが見られ、計画では既に終了しているべき畳がえや階段室の塗装が一部未実施であり、全てを行うと7,800万円程度かかる可能性があるという。

市は、おくれの理由として、優先すべき他の工事や修繕が突発的に発生してきたことを挙げているが、本来、計画に予定されている工事等は当初予算の中で行い、突発的に必要となった工事等については別に予算を組むというのが、この計画の趣旨ではないのか。

また、工事等がこれ以上おくれることのないよう財政面での調整を十分に行い、入居者に不便が生じないように計画を進めてほしいと思うがどうか。

平成27年度の排雪については、予算の執行率が低く、少雪だったにもかかわらず非常に不便に感じたという市民の声が多く聞かれた。

市は、排雪の時期や順番は現場を見て適宜判断していたというが、市民の苦情を聞いても、なお、その判断は適切であり、市長公約どおりのきめ細やかな除排雪が達成されたと考えているのか。

また、市は、排雪を行う基準について、各地域で道路状況等が異なるため設けることは難しいというが、除雪については、同じように各地域で道路状況等が異なる中、降雪10センチメートルで出動すると

いう基準を設けている。

排雪に関する明確な基準がない中では、現場を見る人の感覚で根拠が曖昧なまま排雪の必要性が判断されることになりかねないことから、市民のためにも、除雪と同様、排雪にも一定のルールを設けることを前向きに検討してほしいと思うがどうか。

などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、平成28年第3回定例会議案第7号につきましては、採決の結果、賛成者がなく、不認定と決定いたしました。

次に、平成28年第3回定例会議案第8号ないし議案第20号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも認定と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に賛成し、2016年第3回定例会議案第7号は不認定と、議案第8号ないし議案第20号については、委員長報告に反対し、不認定の立場で討論を行います。

議案第7号平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定についてです。

いわゆるマイナンバー制度は、日本で暮らす全ての人に番号をつけ、全国民の個人情報を一元的に把握することを可能にし、社会保障などの締めつけと税保険料の徴収強化につながるものです。さらに、個人情報の流出の危険性が今後さらに増す可能性があることから許されません。

また、石狩湾新港への過度の投資も続けられています。

さらに、並行在来線の経営分離を前提とする整備新幹線の推進は行うべきではありません。

また、2015年度は比較的少雪ではありましたが、事実上の除排雪抑制が行われました。市は、今後も必要な時期、必要な箇所を総合的に判断し、除排雪を実施していく方針としていますが、市民だけでなく町会からも要望が出ていても、除排雪を行わず、融雪を待つ路線が発生していたことは重大です。

議案第11号平成27年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

高過ぎる国民健康保険料が市民を苦しめています。国民健康保険料滞納に対しての差し押さえ件数は、2013年度9件が2015年度は25件にもなっています。国民健康保険事業運営基金は、決算年度中に2,149万円積み増し、1億8,244万円となりました。国に対して国庫負担の引き上げを強く求めていくことと同時に、当面は基金の活用等で保険料の引き下げを行うべきです。

議案第12号平成27年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画ですが、計画どおり進められていません。

また、駐車場の使用料に消費税をかけることも問題としてきました。

使用料収納率向上対策事業についてですが、民間に丸投げし、補助を出すことを行政がすべきではありません。

議案第13号平成27年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

簡易水道事業の赤字分は、毎年、一般会計で補填しており、2015年度は1億2,505,935円、3年間で2億8,712万5,332円にもなっています。本来、本事業の赤字の責任は、簡易水道事業を進めてきた

北海道にあります。北海道が赤字を補填するとともに、地下水利用企業にも利用を働きかけるよう、強く要請することを求めます。

議案第14号平成27年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

昨年度、第6期の介護保険料は、基準額で年間4,080円引き上げられ、単身者の収入が280万円以上の人は2割負担になりました。このため、サービスを減らしている人もいます。保険料を引き下げするために基金を取り崩すことを求めるとともに、国に対しても国庫負担の引き上げのみならず、これ以上の制度改悪をさせないことを求めることを要求します。

議案第16号平成27年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてです。

日本共産党は、従前から後期高齢者医療制度は、その仕組みとして、後期高齢者の人口と医療給付費が増加すればするほど保険料の値上げに直結しており、受診抑制をもたらす最悪の医療制度であると指摘してまいりました。一日も早く廃止し、高齢者が安心して医療を受けることができる制度に転換すべきです。

議案第17号平成27年度小樽市病院事業決算認定についてです。

DPCは、病気ごとに検査、投薬、入院などの料金を一括した定額払いとするものであり、在院日数をできるだけ短くして、患者の回転を速くするほど収入増になる構造上の問題点が指摘されています。

議案第18号平成27年度小樽市水道事業決算認定、議案第19号平成27年度小樽市下水道事業決算認定についてです。

基本水量に達しない世帯の料金の見直しや基本料金の改定など市民負担の軽減を行うべきだと、これまでも指摘しています。

残りの議案に関してですが、日本共産党は、公共性の高い事業について消費税をかけることにこれまでも反対してまいりました。消費税の転嫁をやめるべきです。

以上申し上げ、それぞれの決算について不認定を主張し、討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 平成28年第3回定例会議案第7号平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、認定の立場で討論を行います。

さきの決算特別委員会では、参与について多くの委員が議論を交えました。そして、委員会での採決は、結果、不認定として扱われました。その理由としては、参与報酬の補正予算案が否決されたにもかかわらず、報酬の支出を続けたためだということでした。

しかしながら、流用という予算措置の手法により、市長の権限のもとで財務規則等にしっかりとのっかって行っておりますので、何ら妥当性を欠くものではないことは明らかであります。

また、昨年の第2回定例会での議論を踏まえ、直後の第3回定例会において、新たに制度設計をし、提案をしましたが、補正予算案は否決となりました。しかし、この否決という結果をもってしても、流用による予算措置までもが否定されたわけではありません。

したがって、平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算の瑕疵が認められるものではありませんので、認定が妥当であろうと考えます。

以上、議員各位の賛同を求め、私の討論いたします。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇) (拍手)

○12番(鈴木喜明議員) 自由民主党を代表し、平成28年第3回定例会議案第7号平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論をいたします。

参与という嘱託員の任用について、決算特別委員会の議論を踏まえると、不適切であったことは以下のことをもって明らかです。

第1に、市長みずからの後援会幹事長代行であった者を、議会への報告も新たな条例の設置も規則の制定もないまま、突然、市の嘱託員として任用し、森井市長の後援会幹部への論功行賞ともとられかねない人選であることへの懸念が払拭されないこと。

第2に、任用手続における起案の代決、起案書類への決裁後の加筆など、通常では考えられない瑕疵があるなど、手続における曖昧さが払拭されないこと。

第3に、任用根拠は、参与が市政全般にかかわるアドバイザーという位置づけで、特に市長には除排雪の改善は公約の中で最重要の項目で、その公約実現のために参与の持つ専門的な知識及び経験を必要としたためとあったが、参与が市長の主張する専門的な知識及び経験をいつどこで市長が認知したのか、そして参与としての任用をいつ判断したのか、説明ができず、その専門的な知識と経験とは具体的にどのようなもので、そのことは万人に理解されず、客観的にも証明されているとは言えないこと。

第4に、任用にかかわる報酬の算出根拠をALT、臨床心理士など、参与の職と関連も薄弱な職種採用例を無理やり列挙し、余りにも奇想天外な論拠に基づき、月額30万円という高額に設定したこと。

第5に、市長の場合当たりの除排雪施策、突然のJV編成の要件変更、過度の排雪抑制など、現場を初め、除排雪対策組織、除排雪業者及び市民の混乱を招く事態を、市長が主張する知識と経験を持ち合わせる参与ということであれば、事前に防止できたであろうはずが、実際は無策であったこと。

第6に、参与みずからが報告書にも記載しているとおり、リーダーシップを発揮できなかったなどと、本来アドバイザーに必要な権限を持っていると自分の立場を誤解し、除排雪対策組織を混乱させたこと。

第7に、参与のなした仕事を市長が任用根拠に挙げた専門的な知識及び経験が生かされたことによりなし得たと客観的に万人に証明できていないし、結果も出せていないこと。

最後に、第3回定例会において、設置条例は否決され、予算は6月10日から参与の報酬は認められず、減額修正されました。議会意思として、参与を任用し始めた6月10日までさかのぼって参与の必要性は認められず、この状況下においても流用という手法を操り、任用し続けたことは、市民の負託を受けた議会の意思を軽んじ、二元代表制を踏みにじるものです。

以上のような理由により、議案第7号は不認定といたします。各議員、御賛同をお願いし、討論を終わります。(拍手)

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 11番、齊藤陽一良議員。

(11番 齊藤陽一良議員登壇) (拍手)

○11番(齊藤陽一良議員) 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、平成28年第3回定例会議案第7号平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、不認定の立場で討論を行います。

平成27年第3回定例会に提案された小樽市一般会計補正予算案は、そのうち平成27年6月10日から9月30日に至る嘱託員としての参与の報酬113万円及び10月1日以降委嘱される予定だった非常勤の参与の報酬170万8,000円のいずれもが、その全額を減額修正されて平成27年9月25日に可決されま

した。

そもそも平成27年6月10日から任用された森井市長の後援会関係者である嘱託員としての参与は、前日の6月9日、秘書課長により、その新設と任用が起案され、職員課長、総務部次長が決裁を拒んだため、総務部長が代決を行うという異常な決裁手続により同日付で決裁され、また、その報酬は、算定根拠も全く示されることなく、同じく6月9日に秘書課で起案された予算流用要求書により職員課の臨時雇用者賃金から秘書課の嘱託報酬へ節間流用の方法により、357万2,632円があえて議会の関与を避ける、こそくな方法によって予算措置されたものであります。

普通地方公共団体の長が、その議会が当該事業の実施を否定して予算から削除した事業の費途に充てることを目的として予算流用の方法を用いてする予算執行は違法であり、そのための財務会計行為も同様に違法との判断があります。また、目節間の流用は原則禁じられていないとはいえ、無制約に許されるわけではありません。すなわち、目節間であっても、その流用を無制約に許せば、議会に与えられた予算議決権を一部空洞化することになり、議会による予算統制を定めた地方自治法の趣旨にも反することになります。さらに、普通地方公共団体の長が当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行しなければならないという手続を定めた意味をも失わせることにもなります。

平成27年9月25日の議決で示された議会意思においては、平成27年9月30日以前10月1日以降という期間の表示はあくまで一応のものであり、期間のいかんにかかわらず、嘱託員としてであろうと、非常勤としてであろうと、参与の任用という事業の実施の全体を否定した趣旨であります。今回の場合、既に流用により措置されていたものであって、改めて流用の方法を用いたものではないにしても、予算に残金額があるからといって、従前の参与の任用を継続することは、議決という形で示された普通地方公共団体の意思決定に反しており、議会が明確に否定した事業の実施を目的とする予算の執行であり、平成27年9月26日から平成28年3月31日に至る参与の任用と、それにかかわる支出は全て議決を欠いた執行行為となり、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第220条第1項に違反し、違法、無効と断ぜざるを得ません。これらの行政行為の瑕疵については、全て市長の指示によるものであり、重大であります。

みずからの後援会関係者を全く恣意的に何の根拠もなく、高額な報酬を定めて、議会の関与を殊さらに避けた森井市長のお手盛りの任用は、まさに言語道断であります。その10日前に異動された前総務部長は論外と評し、当時の総務部次長、職員課長がともに決裁を拒まざるを得なかったほどの異常な任用が強行されたことに、驚きと憤りを禁じ得ません。

さらに、本年8月9日の総務常任委員会においては、昨年5月21日に当時の職員課長に手渡された、いわゆる森井原案の当初段階から参与の名前が盛り込まれていたことが明らかになりました。昨年6月1日に森井市長が就任1カ月で初めて行った管理職人事が能力の実証を欠く地方公務員法第15条に違反する違法、不正な人事であったばかりでなく、公約実現などは名ばかりで、みずからの市長選での後援者を優遇するという極めて個人的な下心を実現するため、かつそれを思いとどませようとおのれを顧みることなく進言した当時の総務部の人事にかかわる中枢を全て異動させるという非民主的、ファッショ的な独断人事であったことが明らかになったのであります。

以上の理由から、平成28年第3回定例会議案第7号平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて討論いたします。（拍手）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○18番（佐々木 秩議員） 民進党を代表して、平成28年第3回定例会議案第7号平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に賛成し不認定の立場で討論をいたします。

私たち民進党は、昨年度、決算中の森井市長が任用した市の嘱託員参与への報酬支払いについて認めることができないため、不認定の判断をいたしました。森井市長が自身の後援会幹部を昨年6月からことしの3月まで、指揮命令権限のない市長の政策アドバイザーとして、小樽市では初めて参与というポストを用意して任用しましたが、その当初より各会派を初め私たち民進党も数々の指摘をしてきています。

1点目は、任用について、その手続がそもそも不適正であったこと。

2点目、参与の職務についても、その業務内容が曖昧で、建設部長を初め有能な現有職員で十分に足りる内容であったこと。

3点目は、その報酬額の算出根拠が極めて不明瞭であり、最初に額ありきの高額な報酬の支払いは、地方公務員法に定める給与条例主義で禁止する任命権者の恣意的な決定に当たるので認められないこと。

4点目、よって、昨年の第3回定例会において、参与報酬を定めた条例改正案は否決、報酬を計上した補正予算案は報酬分を減額修正することで議会意思を示したにもかかわらず、その後も流用という形で報酬をし続けたこと等ですが、とりわけ4点目については、合理的判断材料に基づき議論を行い、議会は結果として参与の報酬の支出を違法であるとして、議会の予算修正権を行使し、認めませんでした。

しかし、市長は、議会の予算修正権は、流用にまでは及ばないとして応じず、支出を続けたのです。これでは、議会に与えられた権能の一つである予算修正権は有名無実化し、議会としての行政の誤りを正す機能を果たせなくなります。私たち民進党は、ここに大きな危惧を抱き、市長への警鐘として、あえて本決算議案を不認定とするものです。

市長におかれては、この不認定にただ残念というだけではなく、改めてみずからの市政運営や政治姿勢について見直すきっかけにさせていただくよう求め、討論といたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）（拍手）

○3番（安斎哲也議員） 新風小樽を代表し、委員長報告に賛成し、平成28年第3回定例会議案第7号について、不認定の討論を行います。

平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算では、森井市長自身の後援会幹部だった元市職員をハローワークに募集して任用する通常の嘱託員任用の手法を講じず、決裁において市長の押印が先で、ほかの職員の押印がないところは当時の総務部長の代決で任用するという強引な手法で雇い入れ、市民の税金から360万円を不当に支出しました。

報酬の月額30万円は、ほかの嘱託員と比べ高額であります。そもそも予算が担保されていないことから、ほかに臨時職員を雇う予定であった予算を流用しました。法律上は違反ではないとのことですが、自身の身内を雇うために予算をほかから持ってきて高額な報酬で雇い入れることは道義的に問題で、森井市長を支持する市民からも理解できないという声を多くいただきました。

報酬の根拠にはALTや臨床心理士を持ち出していますが、嘱託員とした人物はALTでも臨床心理士でもありません。総務部秘書課は、高度な知識や豊富な経験を総合的に勘案したと、全く理由にならない答弁を繰り返しました。資格においては1級土木施工管理技術などを挙げましたが、森井市長が豪語する市政全般のアドバイザーに値する証明にはなりません。

除排雪業務においても、参与がいなければできなかった制度設計かどうかという、それすらも証明できませんし、報告書といって出されたものは、報告書に値しない報告書という名のメモでありました。

参与任用に当たっては、そもそも後援会幹部という人物と報酬30万円ありきで、明らかに論功人事であり、他都市でもそういった状況で身内を市職員として雇い入れたことで、住民や住民団体から住民監査請求もされている状況が多々あります。

森井市長は、昨年の第3回定例会に参与について設置条例と予算を上程しましたが、共産党などを除く会派の反対で否決となりました。しかし、市長は、その後も任用の仕方を検討していると言い逃れをしながら、任用切れの3月末まで雇い続けました。

市民の血税から身内の論功行賞のために360万円を支出した市長の責任は重たいものがあります。

よって、議案第7号一般会計歳入歳出決算は、不認定を主張し、討論を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、平成28年第3回定例会議案第7号について採決いたします。

委員長報告は不認定でありますので、原案について採決いたします。

認定と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、議案は不認定と決しました。

次に、平成28年第3回定例会議案第8号ないし議案第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第4「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から12月4日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時15分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 酒 井 隆 裕

議 員 佐 々 木 稔

平成28年
第4回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成28年12月5日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹														
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義												
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信											
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章								
産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉	生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生					
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡									
建	設	部	長	相	庭	孝	昭	消	防	長	明	井	隆	生											
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	長	事	務	部	長	笠	原	啓	仁	教	育	部	長	工	藤	裕	司
総	務	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦									
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公					

議事参与事務局職員

事務局 長 田 中 泰 彦
庶務係 長 由 井 卓 也
調査係 長 大 崎 公 義
書 記 北 岡 尚
書 記 眞 屋 文 枝

事務局 次 長 林 昭 雄
議 事 係 長 柳 谷 昌 和
書 記 石 澤 麻 由 美
書 記 深 田 友 和
書 記 河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、酒井隆行議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第28号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第27号及び議案第28号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） ただいま、追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第27号特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案につきましては、特別職の期末手当支給割合について、職員の勤勉手当支給割合の引き上げに準じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続き、その支給割合を据え置くこととするものでございます。

議案第28号職員給与条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与及び病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するとともに、所用の改正を行うものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（横田久俊） 質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次発言を許します。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 平成28年第4回定例会に当たり、自由民主党を代表して代表質問をいたします。

平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について伺います。

平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定が、12月1日の本会議において不認定と議決されたことについて伺います。平成27年度の小樽市の予算執行に当たり、議会が一切認めてこなかった参与という非常勤嘱託員に対し、本市では正常な手続ではない形で報酬等の支払いを行いました。その結果、決算特別委員会において、当年度の決算は不認定という判断を下しました。さらに、本会議でも不認定の議決がなされているわけであります。この不認定という議決は、小樽市では、昭和32年第4回定例会以来の出来事であり、市長の責任は極めて重大であると考えます。決算不認定の結果を受けて、そのことに対する市長の考えをお示ください。今後において、どのように対応するのかお示ください。

また、市民の皆様へ、どのような説明を行うのか明らかにしてください。

次に、市長が表明している北海道電力泊発電所の原子炉廃炉要望書提出に関する行動について伺います。

泊原発の再稼働問題について、北海道内でさまざまな議論がなされているところであり、本市においても賛否の意見が分かれていることと思います。本来であれば、森井市長の今回の要望活動の前に、議会の中で、また市民議論の場を設けて丁寧に意見集約を行った上で行動を起こすべきであると考えます。市長自身の公約の一端に、泊原発再稼働反対の意思を示したからということだけで、あたかも小樽市全体の意思として要望活動を行うことは、一地方都市の市長としては、余りに短絡的な行動に過ぎると言わざるを得ません。

また、何の前触れもなく管内町村長宛てに要望活動を行う旨を議会への説明もないまま、さらには庁内でしっかり議論をすることもないままにメールでその旨を表明し、賛同を請うという行為も到底理解できるものではありません。

その結果、各町村の関係各所から当市の関係各所に、小樽市意思として決定したことなのかという問い合わせが多数寄せられ、混乱が生じたとも聞き及んでおります。これらの市長の行動に対して、我が党は、公明党とともに、今回の北海道電力への要望を中止する旨を文書で申し入れしました。この場において、原子力発電所存廃の議論を行うものではなく、申し入れ書にもその記載はありません。我々は、今回の市長の要望活動に関するその行動の仕方を問題にしているのです。責任ある立場の人が、みずからの意見を秘密裏に押し通すかのような進め方をするということについて、正しい行動であるとは考えられません。今回の提案行動は一旦取りやめ、議会議論や市民の皆さんにさまざまな場面で意見を聞いて集約し、また管内町村とも議論を行う中で、小樽市の考え方をまとめる方法をとってほしいと考えますが、市長の見解をお示してください。

今回、小樽市が被告となった民事訴訟について、小樽市としての見解、対応について伺います。

まず、経緯をお伝えします。平成27年第4回定例会の予算特別委員会において、市が提示した貸出ダンプの配車方法の変更点に関する質問について、小樽市議会議員2名、私と我が党の濱本議員の発言が名誉棄損に該当するというので、私と我が党の濱本議員を被告とした訴訟が、森井市長の後援会幹事長の方が代表である道都総合事業協同組合を原告として提起されました。原告代理人から、平成28年4月22日付の訴状が5月下旬に我々の手元に届き、6月から訴訟が始まりました。そして、8月25日付の原告の準備書面で、当該訴訟の被告を私と濱本議員2名から小樽市に変更したい旨の申し立てがありました。その直後の8月31日付で、この訴訟の取り下げ書が裁判所に送付され、訴訟は取り下げとなりました。原告側が、なぜ取り下げを行ったのか、書面にて2度にわたり原告代理人に説明を求めましたが、ナシのつぶてでありました。これを受けて、我々は、原告側が訴訟を遂行できず、事実上、敗北を認めたものであると考えており、これまでの訴訟提起は、まさに言いがかりとも受け取れるものであると思っております。

その取り下げから2カ月も経過した後、我々の当時の発言が特別職公務員の不法行為に当たるとして、損害賠償を求める訴訟が同原告より小樽市を被告として提起されたものであります。そもそも議場内における市議会議員の発言は、特別職の公務員としての立場で行うものであるにもかかわらず、小樽市は、この民事訴訟が提起された際、顧問弁護士を通して相談の場を設けるなど、特別職の公務員である我々に対し一切の対応を行いませんでした。この点、市の態度には不信感を禁じ得ません。なぜそのような対応を行わなかったのかお答えください。

また、今回の小樽市を被告とした損害賠償請求訴訟について、その対象は議会内での発言にあります。議会では、議場内で違法または不適切な発言があれば、議長または委員長あるいは他の議員からの議事進行発言などで訂正、議事録からの削除が求められるものであり、議会内で自制を果たす機能が担保されておりますし、理事者側からの指摘等も可能なわけであり、今回の件については、議会内でのそうした指摘はなく、また理事者及び出席の市長からも何も指摘はありませんでした。

さらに、我々が提訴された後も、議会内でのそのような指摘はありませんでした。このことを念頭に置いた上で、今回の損害賠償請求訴訟の提起を受けて、市長はどのようにお考えなのか見解を伺います。

また、今後の訴訟において、どのように対応をするのかお答えください。

以上で、この項の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について、御質問がありました。

初めに、平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算不認定についてですが、私といたしましては、法令に基づき、市長としての権限の中で適正な対応をしてきたと考えております。不認定という議決がなされたことは残念に思いますが、現在もその気持ちは変わっておりません。

今後において具体的な対応は特に考えておりませんが、市民の皆様から問い合わせがあれば、私の考えや気持ちをお伝えしていくつもりであります。

(発言する者あり)

次に、北海道電力泊原発の廃炉要望書の提出に関する手続についてですが、議会議論や市民意見を集約し、また管内町村との議論を行う中で、本市の考えをまとめる方法をとってほしいとのことにつきましては、私は、既に原発再稼働反対を公約に掲げ市長に就任しており、民意に基づいて、これからも引き続き、公約の実現に向けて積極的に取り組むことが責務であると考えております。

(発言する者あり)

今後は、道内において、泊原発再稼働の要否の議論が本格化していくと想定されますので、議会や市民、そして後志管内町村などに私の考えを十分に説明し、議論を尽くしてまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

次に、今回、小樽市が提訴された損害賠償請求訴訟についてですが、まず濱本議員と中村吉宏議員が提訴された際の市の対応につきましては、顧問弁護士は、市全体の顧問業務を職務とし、職員個人の訴訟については職務の範囲外に属するものであること、また職員個人が職務遂行上の不法行為を理由に提訴された場合には、職員本人の負担によって訴訟を行わなければならないことから、市が能動的に職員を補助することにはならないため、お二人の場合におきましても、特別職の地方公務員でありますので、同様の対応となったものであります。

次に、今回の提訴を受けての見解につきましては、裁判は、憲法第32条により、国民に保障された権利であることから、市を被告とした訴訟が提起された場合には、真摯に対応しなければならないものと考えております。

また、今後の対応につきましては、司法の場で適正な判断がなされるよう、市全体を代表する立場として、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長(横田久俊) 次に、第2項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

(14番 中村吉宏議員登壇)

○14番(中村吉宏議員) まず、今定例会に上程された議案に関して質問します。

議案第1号平成28年度小樽市一般会計補正予算について質問いたします。

補正予算中に示されている銭函3丁目駐車場管理経費について伺います。昨年度は、建築基準法上の違法建築物撤去等の問題で開設されなかったおたるドリームビーチですが、今期は開設され、海水浴客が訪れた状況、その駐車場である銭函3丁目駐車場に関し、予算との増減は、補正予算説明書に示されたとおりかと思えます。本市では、銭函3丁目駐車場の使用料から管理経費を差し引きした収益を海水

浴場対策委員会補助金として支出しておりますが、今年度は当初予算500万円のところゼロ円、つまり補助金の支出が行えない状況ということでした。

そこで伺います。海水浴場対策委員会貸付金として、本市、一般会計から繰り出す金額について、当初の貸付金額をお示してください。

また、返済された総額を元金分と利息分に分けてお示してください。

さらに、現在の貸付残高をお示してください。

次に、専決処分報告について伺います。

今定例会における専決処分報告の内容に、朝里川公園における負傷事故に係る損害賠償について、その額を専決処分したとの報告を受けました。子供が公園の遊具で遊戯中に、遊具のふぐあいだけがをしたという事案であると報告を受けております。公園で安心して子供たちが遊べる環境の整備は大変重要なことであると考えます。このような事態が発生しないよう取り組みを強化していただきたいと考えますが、この点について伺います。公園の遊具は、設置からおおむね何年で更新などを行うのでしょうか、お答えください。

また、公園の遊具を設置する春先に遊具の劣化をどのように点検しているのか、設置した後、どのような点検を行っているのかお示してください。

もう一点の専決処分報告は、公用車による事故に係る損害賠償についてであります。同様の報告が毎定例会、報告されている状況であると認識しております。小樽市では、公務中の交通事故防止のため、どのような対策をとられているのかお示してください。

次に、小樽市の許認可判断基準について伺います。

市民の許認可申請に対し、行政手続法第5条は、行政庁に対して許認可判断を行うに当たっての審査基準を設け、それを設置する義務を付しております。

また、同法第6条は、許認可判断に当たって、行政庁に対し、その処理を行うための標準処理期間を定めておくように規定しております。この法律に基づき、本市でも行政手続条例を制定し、行政手続法の手続を実効性あるものにして運用を行うところであります。

しかし、具体的な許認可を行うに当たり、その審査基準の設置が未整備である状況が伺えます。例えば、前回定例会後の会期外に開催した経済常任委員会において、高島地区における観光船事業者に対し、係船や護岸使用、浮き桟橋の設置に関して市が与えた係留等の許可に関し、その審査基準を示すように資料要求を行いましたところ、出された資料は、その審査基準として、「法令の規定において判断基準が網羅されているので、審査基準は設定していない」という内容でありました。この審査基準は、小樽市港湾施設管理使用条例第3条第1項の「港湾施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない」、そして第3項の「物揚場護岸又は運河護岸を使用することができる船舶は、小樽港を基地とする漁船、雑種船その他市長が特に認める小型船舶とする。」という規定に関する審査基準であります。その中には、港湾施設に該当するもの、使用とする概念に当てはまるものができるだけ具体的に示されていなければならないはずですし、第3項においても、物揚場護岸や運河護岸が小樽港のどこに当てはまるのか、また使用という概念についても、同様に具体化されてしかるべきであります。

法令に基づき許認可を行う行政が、その判断を行うに当たっての具体的な基準を示しておくものについて、その具体性を当該法令に求めるということは本末転倒であり、許認可の申請に当たり、市民が判断の基準とするべきものが不透明になります。その結果、行政が公正に執行されることを担保し得ないことにもつながり、恣意的な許認可行政が行われかねない懸念も出てまいります。

そこで伺いますが、小樽市が現状行うべき許認可の業務に関し、行政手続法及び小樽市行政手続条例

の規定に照らし、申請に対する処分に該当する許認可について、高島地区における観光船事業に関する許認可の件も含めて、相当数未整備あるいは具体化されていないものが見受けられますが、なぜそのような状況になっているのかお示してください。

また、先述した行政手続法の規定に照らし、具体化されているとは思われない審査基準について、どのような改善策をとるのか、またいつまでに整備をするのかお答えください。しっかりとした整備を行わなければ、市が市民に対して行う許認可に公平・公正性を期待できないものと考えますので、明確な答弁を求めます。

次に、統廃合による市内の小・中学校の学校跡利用について伺います。

学校適正配置等調査特別委員会で毎回議論になるところですが、学校校舎跡の利用について、今後の方針を伺います。

平成21年の小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画策定以降、統廃合により空き校舎となった学校は幾つあるのか、そのうち恒常的に再利用等の方針が決まった校舎は幾つあるのかお示ください。

前定例会で開催された学校適正配置等調査特別委員会の際に、空き校舎の利用について進展がない旨の答弁をいただいております。委員会の中で再利用策について議論があり、私も再利用の方法について提言を行わせていただいたところです。前定例会が終了してから2カ月以上が経過した現状、その提言を踏まえ、検討などは行われたのか、行われたとすれば、どの程度の進捗なのか、お答えください。

続いて、公共施設の老朽化対策と市民プールの建設について伺います。

公共施設の老朽化が顕著となっております。公設青果地方卸売市場や公設水産地方卸売市場の上屋などは、昭和50年代の建造であると伺っているところ、近年は老朽化が進み、修繕に今年度も500万円前後の予算が計上されております。こうした建物のほか、市民会館や小樽市保健所の建物、市役所庁舎に至るまで、多くの公共施設で老朽化が進む現状、小樽市として今後どのように対応をしていくのか、お示してください。

建物によっては、高額な修繕費を毎年度見積もるより、建てかえを行うべきであるものも出てきております。優先順位をつけて、一刻も早く順番に公共施設の建てかえを行うべきであると考えますが、いかがでしょうか。

庁内では、来年度予算編成に取りかかる時期であるかと思いますが、こうしたハード面についてどのように取り組んでいくのかお示してください。市民の方も多数利用される施設です。安全を考慮に入れた対応を望むものであります。

次に、新・市民プール建設について伺います。

何度も議会議論に出ている項目であり、かねてより多くの議員の方が質問をしている市民プールについて、建設に向けた検討は進んでいるのでしょうか。進んでいることとは思いますが、現状どの程度まで進んでいるのかお示してください。

市民プールの建設は、多くの市民の方が望んでいることと認識をしております。一方で、予算上の制約なども出ている現状、前定例会までに答弁されておりますが、その課題を克服し、一刻も早く実現していただきたいと考えます。当市の計画等、対応状況をお示してください。

単独の建物としてプールだけを建設することが難しいのであれば、老朽化の進むほかの公共施設の建てかえ時に併設をすることも可能であると考えますが、いかがでしょうか、見解をお示してください。

以上で、この項の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま、議案、政策、市政全般について御質問がありました。

初めに、議案についてですが、まず海水浴場対策委員会への当初貸付金額と返済元金及び利息、現在の貸付残高につきましては、当初貸付金額は1億4,600万円で、返済総額は1億5,095万6,956円となっており、そのうち元金は1億2,788万6,509円、利息は2,307万447円で、現在の残高は2,141万5,558円となっております。

次に、公園の遊具の更新年数等につきましては、遊具の更新年数は、設置場所の気象条件や利用頻度等により劣化状況が異なるため、一律に定めてはおりませんが、現在、小樽市公園施設長寿命化計画に基づき、順次、遊具の更新を進めているところであります。

また、遊具の点検につきましては、春先の設置時には市の職員が目視や触診のほか、実際に遊具に乗るなどして、異常のありなしを確認しているところでございます。シーズン中は職員の巡回点検に加え、年1回専門の業者に委託し、部材のぐらつきや腐食の状態、金具等の摩耗、変形のぐあい、脱落、破損の有無を点検しているところでありますが、今後、事故が発生しないよう改めて安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、公務中の交通事故防止対策につきましては、まず運転手及び一般職で公用車運転を登録した水道局、病院局の職員を含めた市の全職員を対象に安全運転講習会を毎年降雪期前に開催しております。

講習会の内容につきましては、市職員から選任した安全運転管理者からの直近の公用車及び使用運転における事故状況の周知と注意喚起、小樽警察署職員からの最近の交通事故の状況や冬道走行における注意などを交えた事故防止の講話、事故防止啓発のDVDの上映となっております。

また、毎年ゴールデンウィーク前と年末の年2回、服務規律の確保及び交通事故防止等についての庁達文書を全職員に周知し、その中で公私を問わず、交通事故防止の徹底を指示しているほか、小樽警察署から市内の交通事故速報などの連絡があった場合や公用車運転における事故が発生したとき、さらにはライトや室内灯の消し忘れなどの軽微なことまで、随時、全課メールや庶務担当課長会議を通じて周知し、注意を促しております。

次に、許認可判断審査基準の整備についてですが、まず、なぜ許認可に係る審査基準が未整備な状況等にあるのかにつきましては、本市では、平成10年に小樽市行政手続条例の施行に伴い審査基準を整備したところでありますが、国の取り扱いは、判断基準が法令で具体的に規定されている場合や個々の申請に、個別、具体的な判断をせざるを得ないもので基準を定めることが困難な場合には、審査基準の設定を要しなかったこと、また処分先例がない場合などは、当面定めなくてもやむを得ないとされていたことから、本市もこれらに倣って整備を行ったものであります。その整備当初から、当時としては本市としてできる限りの対応をしたものとは考えておりますが、定めるべき審査基準が網羅されたのかを確認するすべがなく漏れている可能性があったこと、さらにはその後、全庁的な見直しを行っておらず、現在に至るまでの時間の経過とともに、各担当課において職員の理解や重要性の認識が薄れ、見直しされていない事例もあるための認識としております。

次に、審査基準の整備に係る改善策等につきましては、市といたしましても、当初の整備から時間が経過していることを鑑み、改めて行政手続条例に基づく審査基準等の整備を行う必要があるものと認識しております。

そこで、全庁的な許認可と審査基準等の洗い出し作業を行った上で、必要な場合には見直しを行うと

ともに、それらを登録して一元的に管理することを検討しており、来年度中の実施を視野に進めてまいりたいと考えております。

次に、市内小・中学校統合により生じた学校跡の利用についてですが、まず小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画の策定以降、現時点で統廃合により空き校舎となった学校の数につきましては7校となっており、そのうち再利用等の方針が決まった校舎につきましては、量徳小学校、若竹小学校、色内小学校、手宮西小学校の4校となっております。

次に、前定例会以降の検討の有無と進捗状況につきましては、方針が決まっていない3校のうち、耐震基準を満たしている旧祝津小学校の利活用を優先して進めるため、民間事業者からのアイデアやニーズなどを把握することを目的とした市場調査を実施してまいりたいと考えております。

次に、公共施設の老朽化対策と市民プール建設についてですが、まず公共施設の老朽化対策につきましては、公共施設等の現状や将来にわたる見通し、課題を客観的に把握、分析し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理や施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めた小樽市公共施設等総合管理計画を今定例会総務常任委員会に報告し、年内の策定を目指しているところであります。この基本的な方針を踏まえ、今後さらに個別施設計画の策定を進めていくこととなりますが、その中で各施設が果たしている役割や利用状況、重要性等に基づく対策の優先順位の考え方や複合化、集約化、耐震化等の対策内容などを検討していきたいと考えております。

しかしながら、既に検討を進めている施設や緊急避難的な事案が生じた場合には、その都度、対応する必要があるものと考えております。

また一方では、本市には既に廃止済みの施設も多数存在しており、その除却についても多額の費用を要することが予想されることから、財政負担も考慮しながら将来的な公共施設整備について取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、市民プールの建設に向けた検討の進捗状況につきましては、庁内関係部局による新・市民プール整備検討会議において、建設場所や建設形態、財源などについて検討し、その方向性について絞り込みを行っており、建設に向けて積極的に取り組んでいるところであります。

次に、計画等の対応状況につきましては、第6次小樽市総合計画後期実施計画において、市民プール整備に向け、建設場所や建設形態、ランニングコストなど引き続き検討と記載されており、さきに述べた新・市民プール整備検討会議において検討を進めているところです。

次に、プールと他の公共施設との併設につきましては、老朽化した公共施設を数多く抱える本市においては、複合施設とすることも視野に入れるべきであり、新・市民プール整備検討会議において併設も課題の一つとして検討を行っているところです。

○議長（横田久俊） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）

○14番（中村吉宏議員） 3項目め、まず小樽市の観光、隣接の余市町と地域連携をできないのか伺います。

昨年度、余市町は、隣接の仁木町とワインツーリズム広域連携を行うということで、地方創生先行型交付金の交付対象となりました。ワインツーリズムに関しては、小樽市もワイナリーがあるまちであり、余市町、仁木町と連携して、このような取り組みを行うべきであると考えます。この点に関し、本市の見解を伺います。

今、観光協会を中心に冬季のイベントとして、小樽・余市ゆき物語が開催されています。そして、小樽雪あかりの路も来年2月で19回目を迎える中、余市やニセコとの連携の動きも出てきました。こうした流れの中で、広域連携の取り組みを加速化させるチャンスが生まれてきています。行政も相互協力の中で、こうした取り組みを加速化していただきたいと考えますが、本市の考えをお示してください。

取り組みとして、今後、具体的にどのような取り組み方ができるのか、お示してください。

小樽・余市ゆき物語や小樽雪あかりの路のような冬場の観光事業交流への取り組みは目を見張るものがあり、実行委員会のの方々やボランティア協力されている方には本当に頭の下がる思いであります。こうした活動を支えるための予算を今後はふやしてほしいと考えます。特に、小樽雪あかりの路は、平成29年度実施の際に20周年を迎えます。今や世界に知れ渡る小樽を代表する冬の一大イベントとなりました。今年度の補助金は予算計上されていますが、20周年に向けてさまざまな企画も用意されているところ、また一軒でも一人でも多くの市民が参画をして、小樽が優しく明るい光に包まれることを実行委員や雪あかりの路にかかわる多くの方が願っているところです。

次年度のことでありますが、できる限り補助金の予算増額をお願いしたいので、このことについて見解をお示してください。

我々は、今期の議会会派視察で、地域観光や観光DMOについて東京都墨田区の取り組みを視察してまいりました。東京都墨田区は、葛飾北斎ゆかりの地、向島の芸者衆、両国の大相撲と非常に観光資源の多いところではありますが、その中に目を見張る取り組みがありました。それは、住民の日常を観光資源に転換しているというところにあります。

例えば、大相撲について、夕刻に土俵上で力士が取組を行う場面はテレビでも視聴できるものではありますが、両国地域では、午前中、力士の方々は朝稽古を行っております。それは、地域の方には日常の風景ですが、外の方には非日常であり、朝稽古の風景を見てみたいという観光客の希望があるとのことでした。そこで、墨田区観光協会は、朝稽古を見学する企画を行ったそうです。稽古の後のちゃんこを振る舞ってくれる相撲部屋もあるそうで、体験者には好評であるとのことでした。住民の日常を観光客に提供し、それを商品化できているとのことでした。このような取り組みをしっかりと本市でも取り入れていくべきであると考えます。

今、本市でも観光DMOへの取り組みを始めているところではありますが、どのような組織にして、どのような取り組みを行っていくのか、今後の展望をお示してください。

また、DMOは、それ自体が収益を上げることで地域への利益還元を行い、または企業の事業発展に寄与することが求められます。収益を確保していくことについて、どのような取り組みが考えられるのか、お示してください。

経済活性化に関する状況と今後の対応について伺います。

本市では、平成28年度予算で、中小企業等への資金貸付金など融資に関する事業に21億2,753万7,000円を計上しております。一方で、負担金、補助金及び交付金については、5,613万円の予算づけしかありません。貸し付けも重要な事業であることは理解ができるのですが、小樽市内で新規に創業をする事業者向けの給付や補助の制度が少ないと思われます。実際のところ、私がお話をした本州の企業の経営者の方も小樽への進出を検討されておられましたが、小樽市からの給付や助成の制度が少ない点を指摘されておりました。業種、業態によって求める支援の方法も異なるところかと思いますし、企業が負担するリスク面からも支援の希望内容は変わってくるものと思えます。今後において、給付、補助制度の拡大を検討されていないのか、また検討されているのであれば、こうした企業の業態ごとの対応を行うことにも取り組んでいただきたいと考えますが、見解を伺います。

次に、企業誘致活動に関して伺います。

市長は、公約で小樽市のトップセールスマンになると言っておりました。それは、企業誘致についても同じ考えなのでしょうか。もし、そうであれば、市長就任から1年7カ月、誘致促進に向けた動きは皆無と聞いていいほど見られないと実感をしております。もちろん市長御自身が当初よりおっしゃられているとおり、きょう行動してあすすぐに結果が出るというものではありません。しかし、とまっているは何も始まらないのは自明の理であります。

森井市長就任後、現状、何社ぐらいの企業にアプローチをし、その企業の反応はどうかお示しく下さい。

次に、中小企業振興基本条例制定に向けた取り組みについて伺います。

本年3月31日、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部と小樽商工会議所の両団体より、中小企業振興基本条例制定の要望書が市長に手交されました。

また、その少し前、平成28年第1回定例会における私の一般質問に対し、市長は、「この条例が制定されることで市内における中小企業の役割と責務が示されることとなり、行政と市内中小企業とがより緊密に連携をし、市の経済振興に寄与していくことが可能になると考えていることから、今後、市内、経済界と連携をしながら、条例制定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。次に、条例制定に関する今後の課題等につきましては、行政と経済界が制定された条例の理念を共通認識の下、成果を高めて実効性のあるものにできるかが大きな課題であると考えております。このことから、条例の制定に当たっては、市と経済界、市内中小企業が同じ認識を持って経済の活性化を進めるため、条例の活用方法などを十分に議論していかなければならないと考えております」と答弁をしております。

これらを踏まえて伺います。中小企業振興基本条例制定に向けて、現在の取り組み状況をお示しく下さい。

また、制定に向けた今後のスケジュールを示してください。

次に、高島地区における観光船事業者と漁業者に関する現状と市の対応について伺います。

高島地区における観光船事業者の進出により、漁業者の方々の漁業権が侵害された件について、市の対応の不適切な状況は、前回定例会で議論されたところであります。前回の議会議論の中で、全会派の議員がその不適切さを指摘し、漁業者がどのように考えているのか、市長みずからも声を聞いてほしいと主張しておりました。2カ月以上が過ぎた現状、漁業者と観光船事業者に対する市の対応について進展があればお示しく下さい。

また、市長は、その後、漁業者の方々の声を聞かれたのかどうか伺います。

この問題への小樽市の一連の対応、漁業者の方への対応の不適切さゆえに、議会は今年第3回定例会において、全会派一致で問責決議案を可決いたしました。この問責決議を受けて、速やかな対応を行っていただいているであろうと思います。漁業者の方への今後の対応も含め、お示しく下さい。

また、12月1日付で、当該観光船事業者に対し、高島袖護岸への係船環設置許可を行ったと伺いました。このことにより現状がどのように変わのでしょうか。この許可を含めて、当市の進め方には議会は反対の立場をとっておりました。許可を行った根拠、またなぜこの時期に、しかも急いで許可を行ったのか、これまでの議会議論を踏まえて、明確にかつ市民が納得する説明を求めます。

この許可を行うに当たり、小樽市の考え方として漁業者の方々や漁業協同組合と交渉、協定の成立がなければ許可しないということでありました。許可をしたということは、漁業者や漁業協同組合と事業者の協議が進み、合意を得ることができたものと思います。成立した協定、協議の内容をお示しく下さい。

以上で、この項の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、経済対策について御質問がありました。

初めに、観光についてですが、まず余市町や仁木町と連携したワインツーリズムなどの取り組みにつきましては、市内に新たなワイナリーが誕生していることや、小樽のNPO法人が余市町、仁木町をめぐる余市・仁木ワイン&フードフェアを実施するなど、既に旅行商品化が始まっていることもあり、これらの連携が一層進み、新たなツアー造成に結びつくように、市としましても、海外や道外でのキャンペーンなど、さまざまな機会を捉え、積極的にプロモーションを行ってまいります。

次に、余市町やニセコ町などとの広域連携の取り組みにつきましては、定住自立圏を構成する北後志5町村とは、小樽・北後志広域インバウンド推進協議会や小樽港クルーズ推進協議会において、北後志地区の多様な自然環境、食材や地酒の文化を活用した周遊ルートを設定し、連携して事業を進めているところであります。

具体的には、北海道在住の外国人による視察旅行と実施後の意見交換、英語版の北後志トレジャーマップの作成、配付、ブロガーや旅行関係担当者の招聘事業などを実施しております。

今後は、さらに後志総合振興局や後志観光連盟等との連携を深め、ニセコエリアなどとも密接な関係を築けるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、来年度の雪あかりの路実行委員会補助金の増額要望につきましては、このイベントは、多くの市民の皆様がボランティアとして参画をするとともに、前回は国内外から54万4,000人の来場者を迎えるなど、本市を代表する冬のイベントとして定着をしております。市といたしましても、毎年、実行委員会に対し補助金を交付しておりますが、20回を迎える来年度の補助金につきましては、実行委員会から企画内容と、それに伴う経費を伺った上で予算案を作成してまいりたいと考えております。

次に、小樽版DMOの本市の組織体制につきましては、国の地方創生加速化交付金を活用した小樽版DMO環境整備事業により、本市の観光にふさわしい組織設立に向けた道筋を示す提言書を作成し、これをもとに、さらに市内の観光関連団体、事業者等との共通理解や合意形成を図りつつ、官民が協働した総合的な観光推進組織の形成の検討を進めてまいりたいと考えております。

小樽版DMOにおいては、マーケティング機能を生かした事業展開が図られるものと考えますが、具体的な取り組みについては、今後、組織の設立とあわせて議論を深めていくものと考えております。

今後の展望については、小樽の観光資源を最大限に生かして、稼ぐ観光地域づくりを目指し、本市の基幹産業である観光の一層の振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、小樽版DMOの収益の確保につきましては、自主財源を確保することは、DMO運営の重要な要件と認識しております。収益事業の具体的な取り組みは、これから検討されていくものと考えますが、例えば今年度実施する歴史的資源の観光資源化事業や、「夜のまち歩き」実証実験事業の結果を踏まえた採算性の高い着地型の夜間ツアーや、歴史的建造物を利活用したイベントなどが考えられますが、今後、議論を深めていくことにより、小樽の魅力を最大限生かした収益事業を創出していかなければならないものと考えております。

次に、経済活性化に関する市の今後の対応、交付金等の増設についてですが、まず市内で新規創業者企業に対する給付、補助制度の拡大につきましては、市内中心部への雇用が見込まれるコールセンタ

一や、ICT関連など情報関連企業が求める商業施設の活用に対する助成支援が十分ではないことから、補助制度について検討しているところであります。

また、企業の業態ごとの対応につきましては、本市では、製造関連や物流関連の工場等誘致における固定資産税等の課税免除が制度の中心となっており、他のさまざまな業種・業態の支援制度の拡大については、それぞれの企業ニーズや規模、他都市との比較、優位性などを踏まえ研究してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致活動につきましては、公約にもありますとおり、私自身が小樽の営業マンとして小樽のすばらしさを発信しております。

誘致企業へのアプローチにつきましては、市長就任後、平成27年に実施しました設備投資動向調査などにより、北海道や本市への立地に関心を示された首都圏の企業13社を訪問しております。

また、本年、首都圏で開催された北海道主催のふるさと北海道応援フォーラムでは、約70社の参加企業に対しプレゼンテーションを行うとともに、多くの方々とお話をさせていただき、後日、小樽出身の方の企業を訪問する機会につながりました。訪問した企業からは、おおむね好意的な反応をいただいたと感じております。このほか本市にゆかりのある企業への訪問などを通じ、誘致につながる情報収集などに努めており、今後も粘り強く誘致活動を進めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業振興基本条例の進捗についてですが、まず制定に向けた現在の取り組み状況につきましては、これまで条例を既に施行している自治体での進め方や条例内容の調査のほか、大学教授を招いての勉強会、要望書をいただいた小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部との意見交換など準備を進めてまいりました。現在、具体的な制定作業に向けた今後の進め方などを検討するため、要望書をいただいた両団体と連携し、制定準備会の設置に向けた調整を行っているところであり、整理ができ次第、準備会を開催したいと考えております。

次に、今後のスケジュールにつきましては、条例は中小企業振興、ひいては本市の産業振興にかかわる基本姿勢を示すものであり、共通認識と実効性が重要であることから、行政と経済界とが連携し、議論を重ねながら取り組む必要があると考えております。このため、ただいま申し上げました準備会における整理後には、関係機関や団体などを委員とする会議を平成29年度に設置し、議論や検討を深めることで条例の方向性を定めてまいりたいと考えております。

次に、高島地区における観光船事業者と漁業者への対応についてですが、まず前定例会から2カ月以上が過ぎた現状、漁業者と観光船事業者に対する市の対応につきましては、高島地区袖護岸に係留しておりました観光船については、現在、民間施設に上架しており、高島地区袖護岸に係留していない状況にあります。

車どめに無断で取り付けられたUフックは取り外され、車どめにあけられた穴は応急的にふさがれている状況となっておりますが、文書により原状回復するように求めているところであります。

前浜を利用していた観光船については、事業者の所有地に上架しているところでありますが、休憩棟内に保管しているため、分区条例上適合しないものと判断し、事業者に対し観光船を移動するよう指示をしているところであります。

漁業者に対する対応としては、観光船事業の今後の対応などについて、小樽市漁業協同組合と協議を続けており、市の考え方などを説明したところであります。

また、事業者から提出された係船環設置のための工作物等許可申請書が申請に必要な要件を満たしていることから、12月1日付で許可をしたものであります。

次に、漁業者の方々の声を聞かれたかにつきましては、前回の定例会後、小樽市漁業協同組合に高島

地区における観光船事業の今後の対応のほか、私が直接お話しさせていただく機会の設定もあわせてお伝えをしておりますが、先方の調整がある程度つくまで待つてほしいとのことでありますので、私自身は、いまだお会いできておりません。

また、今後の対応につきましては、漁業協同組合を通じて漁業者が事業者との話し合いの場に参加するなどについて調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、高島袖護岸への係船環設置許可を行ったことにより、現状がどのように変わるかにつきましては、護岸の登録に当たっての許可条件を満たすことによって、適切な状態で係留ができる状況に変わります。

次に、係船環設置許可を行った根拠につきましては、護岸の登録に当たっての条件となっており、事業者から小樽市港湾施設管理使用条例第4条及び同条例施行規則第6条に基づく許可申請が、許可要件を満たしておりますので許可をしたものであります。この申請書は、11月16日付で提出されたものであり、本来、標準処理期間の7日以内で処理すべきものでありましたが、内容確認に時間を要したため、12月1日の許可となったもので、急いで許可を行ったものではありません。

なお、市と事業者の話し合いにより、事業者が漁業権の侵害をすることのないよう対応するとの意思を確認し、既に漁業協同組合との話し合いが開始されたことにより、事態の改善に向けて進んでいるものと承知をしております。

(発言する者あり)

次に、漁業協同組合との合意につきましては、漁業権に影響を及ぼさないことを前提に、事業者と漁業協同組合が話し合いを始めておりますが、現段階で協定の締結などは行われておりませんので、内容をお示しすることはできません。

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) 次に、第4項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

(14番 中村吉宏議員登壇)

○14番(中村吉宏議員) 4項目めの質問に入ります。

今年度の除排雪体制について伺います。

冬の除排雪業務について、10月27日に共同企業体による入札が行われました。ことしも共同企業体構成員数は3社以上と決定されました。森井市長は、昨年の構成員数を4社以上という要件をかたくなに主張し続け、結果として2度にわたる入札不調を発生させ、冬直前の小樽市民を混乱に陥れました。

ことしの入札については、当初4社以上という案を示されていたようですが、結果、3社以上という要件で進められております。伺ったところ、3社の要件でも編成が厳しいという入札希望業者が出たとのこと。

そこで伺います。今年度の七つの地域総合除雪業務の参加について、市に参加の意向を示した企業数と実際にJVとして参加した企業数をお示してください。

きめ細やかな除排雪を実現するため、多くの業者に除雪業務に参加していただきたいという市長の考え方と、今回の入札結果を含めた企業のかかわり方が違う方向に進んでいるものと見受けられますが、この点、市長のお考えをお示してください。

昨年からの除雪ステーションを7ステーションに変更し除雪業務を行っておりますが、昨年の除雪業務については、それぞれのステーションに別個の共同企業体が配置されておりました。

一方、ことしの状況を見てみると、一つの共同企業体が2カ所のステーションを担当する形となっております。朝の通勤通学時間内にきめ細やかな道路除雪作業が終わるように、多くの企業に携わっていただきたいという市長の考え方と反する状況になっておりますが、この状況が該当する地域の市民の方々の冬の利便性に問題はないか否か、理由を含めてお示しください。

また、このような状況を受けて、市長の見解を示してください。

次に、今年度予定している道路除雪の方法について伺います。今年度はかき分け除雪を行い、道路幅等の状況でかき分け除雪が難しくなった段階で、それを道路脇に積み上げ、一定程度高くなった段階で排雪作業を行うとのことですが、高齢の方がふえている状況で歩道等歩行者の安全の確保が難しいのではないかと懸念しております。

また、小・中学校の統廃合が進む現状、通学距離が延びている児童・生徒たちの通学の安全確保の観点からも、道路脇に雪を高く積み上げることが得策ではないと考えます。市民の安心・安全のため、しっかりと排雪体制をとっていただきたいと考えますが、見解をお示しください。

市長は、昨年からの道路除雪について、第2種路線の出動基準を降雪15センチメートルから10センチメートルにすると明確な基準を示しておりますが、排雪についても同様の基準を設けて行うことが必要であると考えます。例えば、小学校1年生の平均身長を120センチメートル程度とすると、道路脇の積み上げられた雪が1メートルを超えたところで排雪すると、自動車等が歩行者を確認しやすくなり、危険が減少します。このような基準を設けて、今年度の排雪作業を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、貸出ダンプ制度について伺います。

今年度の貸出ダンプ制度の変更点について伺います。私が把握している変更点は、集合住宅周辺通路と雪置場の利用を制限するというものであります。ここで、昨年度との違いをお示しください。

この変更点について、従来利用されてきた住民の皆さんへの説明の方法、内容を現状どこまで説明できているのかお示しください。説明を行う場合、昨年、貸出ダンプ制度を利用されており、今年度から利用が制限される住民の皆さんに対して、これまでと負担する費用が変わることもしっかりとお伝えしなければ、市民の皆さんに混乱が生じます。冬到来のこの時期になって、よもや説明が至っていないということはないと思いますが、念のためしっかりとそのレベルまで詳しく説明されたのかお示しください。

きめ細やかな除排雪をうたっている市長であります。それを実現するために必要な予算は確保しなければなりません。それにもかかわらず貸出ダンプの予算を削減するという本市の今年度の対応であります。この予算で従来よりきめ細やかな除排雪の状況を実現できるのでしょうか、甚だ疑問に思います。よもや予算削減ありきの運営ではないでしょうか。しっかりと予算づけを行うべきであると考えますが、どのようにお考えなのか見解をお示しください。

以上で、この項の質問を終わります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪、貸出ダンプ制度について御質問がありました。

初めに、今年度の除排雪体制と総合除雪のJV編成及び入札についてですが、まず除雪業務のJVに参加可能な業者数などにつきましては、除雪業務のJVに参加できる道路除雪の登録業者数は39社で、このうち本年7月に行ったヒアリングにおいて参加の意向を示した業者数は27社であります。

また、地域総合除雪のJVに最終的に参加した業者数は24社になっております。

次に、今回の入札結果が、多くの業者の皆様に参加していただくという私の考えと違う方向に進んでいるのではないかにつきましては、御指摘のとおり今年度の地域総合除雪業務に参加した業者数はふえておりません。この要因の一つに、地域総合除雪のJVの代表要件を有する業者の技量や体力が落ちてきているものと考えており、今後、地域総合除雪に新たに参加する業者がふえない場合、将来的に地域総合除雪の体制を維持することが困難になるものと考え、危機感を募らせております。現状の体制が維持されているうちに新たに参加する業者をふやし、それらの業者が除排雪作業のノウハウを取得することで、将来の体制を維持することが可能になるものと考えており、地域総合除雪に参加する業者の登録要件についても変更が必要であると考えております。

(発言する者あり)

次に、一つのJVが2カ所のステーションを担当することにつきましては、それぞれのステーションに必要な人員や除雪機械が配備されておりますので、大きな支障はないものと考えておりますが、一つのJVが二つの地域総合除雪業務を担当することになったことは、地域総合除雪業務の根幹を揺るがしかねないものと考え、非常に心配をしているところであります。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） お静かに。

○市長（森井秀明） ここから見えてくるものは、地域総合除雪のJVの代表者要件を担える業者が減ってきている実態があると感じており、来年度、本来の地域総合除雪における機能分担が生かされるよう、今から検討が必要と考えております。

(発言する者あり)

次に、今年度の排雪作業につきましては、高齢者については町会と、児童及び生徒たちについては教育委員会と連携を図りながら、地域の特性や登下校の通学路などの情報を収集してまいります。積まれた雪山の危険性の判断にはパトロールが重要と考えており、今年度は除雪対策本部員や車両をふやし、体制を強化したところであり、地域総合除雪業者の皆様にも細心の注意を払うよう指導してまいります。

次に、排雪作業の実施基準を設定することにつきましては、道路ごとに幅員や勾配、家屋の張りつきぐあい、雪押し場の有無などが異なり、排雪が必要になる状況がさまざまであるため、一概に数値基準を設けることは難しいものと考えておりますが、見通し確保をしていくことは重要であり、今年度より主要交差点36カ所の部分的な排雪を行うことといたしました。

なお、議員御指摘の雪山が100センチメートルを超過した時点で排雪作業を行うと、排雪量、排雪回数が大幅に増加することが考えられ、具体的な計算はできませんが、膨大な金額となることは間違いなく、現実的な御提案とは思えません。

(発言する者あり)

次に、貸出ダンプ制度の変更と住民への説明についてですが、まず貸出ダンプ制度の昨年度からの変更点につきましては、議員が話されている集合住宅の敷地内通路や道路脇の雪堆雪場の排雪を対象外としたほか、利用日の上限を5日から3日とする一方、対象となる道路を利用実態に合わせ、幅員がおおむね4メートル以上から積み込み業者が市に登録した積み込み機械が作業できる道路とするなどの緩和を行ったところであります。

次に、従来、利用されてきた住民の皆様への制度変更の説明の状況につきましては、昨年度、集合住宅の敷地内の排雪を行った15団体に対しましては直接お伺いし、また電話で説明を行い、そのほかの方は、市内9カ所で開催した除雪懇談会や住民の皆様からのお問い合わせに対して説明をいたしました。

説明に当たっては、貸出ダンプの事業費が、利用団体の増加以外にも不適切な要因や特例により増加してきたことから、制度の原点に戻すこと、また見直しにより利用団体において増加する費用などについて、できるだけ丁寧に説明をまいります。

(発言する者あり)

次に、今年度から利用が制限される住民の皆様への費用負担の説明につきましては、先ほど述べましたように、住民の皆様への説明の中で、求めに応じ参考として、昨年度市が支払ったそれぞれの箇所の貸出ダンプの金額をお示しいたしました。

次に、貸出ダンプ制度の予算につきましては、制度の見直しは、事業費が増加している理由は利用団体、降雪量の増加以外の不適切な要因があり、制度の原点に戻ることといたしました。この制度は、市の排雪が行き届かない道路の排雪を市と市民が協働で行うものでありますが、限られた予算の中で制度を持続していくために、制度の原点に戻すことはやむを得ないものであり、そのことはきめ細やかな除排雪から逸脱しないものと考えております。

○議長（横田久俊） 次に、第5項目めの質問に入ります。

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員。

(14番 中村吉宏議員登壇)

○14番（中村吉宏議員） 5項目めの質問を行います。

小樽市が行っている健康診査やがん検診などについて伺います。

小樽市では、市民向けに健康診査等を広報おたるなどで周知しております。小樽市立病院や委託医療機関で広く受診をできるようですが、私が着目したところは小樽のけんしんについてであります。市立病院と済生会小樽病院の2カ所で実施されており、多くの健診を一度に受診することができる非常に便利な制度であると思います。特に、企業や団体による健診を受診できない方には、手早く健診を受けるチャンスであり、多くの市民の方が自分の健康管理を行いやすくするものと思います。ただし、設けられている日が市立病院で月に3日程度、済生会小樽病院では月1日で、しかも平日の午前中であることが残念なところあります。この状況は、対象者のうち働き盛りの40代、50代の市民がなかなか利用しにくい状況にあるためです。

そこで伺いますが、この制度を利用するに当たり、土日の曜日も設定はできないのでしょうか。あるいは、委託医療機関での受診を可能にすることはできないのでしょうか。市民のライフスタイルに合わせた受診の機会拡大をお願いするものであります。見解をお示してください。

次に、子育て世代の市民の方より寄せられた提言です。保育所における保育士の状況について、市内の保育所に入所する子供を持つ保護者の方同士で、保育所の保育の内容に関するお話をするそうです。それぞれ違う保育所に入所する子供を持つ保護者の方なのですが、御自分の子供が通う保育所の話をしていくうちに、保育士の子供に対する対応の仕方が違うことに気づいたそうです。

そこで、その保護者の方たちからの質問ですが、保育士の方は、1カ所の保育所に就業後、人事異動は行われぬのか、この点、御答弁をお願いいたします。もし、人事異動が行われているならば、どのぐらいの期間で異動を行うのかお答えください。

保護者の方から1カ所の保育所で長く勤務をすると、その職場の環境で保育士の方が満足をしてしまい、よりよい保育環境を創造する工夫、努力を行えないのではないかと。また、人事異動により他の保育所の環境のよい点、悪い点を自分の経験から見つけられ、総合的に市内の保育所の保育環境向上につながるのではないかとのことでした。市の見解を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、厚生に関連して御質問がありました。

初めに、健診に関してですが、小樽市立病院及び済生会小樽病院で実施しています小樽のけんしんを土日に設定することにつきましては、人員配置が必要となりますが、両院とも特に医師の配置が難しい状況にあるため困難であると聞いております。

次に、小樽のけんしんと同じ健診メニューを他の委託医療機関が実施することにつきましては、健診のための検査機器の整備や健診の種類と医師の診療科目のマッチング等の課題がありますので、一律に拡大することは難しいと考えております。

本市では、今年度から胃がん検診を新たに市内4医療機関で受診できるように拡大をしたところですが、引き続き、受診率の向上に向けてどのような方法があるのか研究をしまいたいと考えております。

次に、市立保育所における保育士の状況についてですが、市立保育所における保育士の人事異動の有無、間隔及び効果に対する市の見解につきましては、本市では、現在5カ所の市立保育所及び子ども発達支援センターとの間で人事異動を行っており、保育士の経験年数や各保育所の年齢構成に偏りが生じないよう考慮し、おおむね4年で人事異動を行っております。

人事異動の効果といたしましては、各職場で培った保育技術や保育に関する専門的知識を保育士間で交換し合う機会が生まれ、保育能力の向上や人材育成に有効であることから、市立保育所全体の保育環境向上に資するものと考えております。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 再質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢に関連して、決算不認定に関連する質問でありますけれども、市長に御答弁いただきましたが、議会の理解を得る、この決算についても、決算が認定されるということは、議会がその執行状況を理解したということにつながると思います。この議会の理解を得るということも一つの大きな民意である中で、市長におかれましては、この点、もしこういう不認定という状況があれば、本来であればしっかりと反省をしていただくですとか、あるいは議会の理解を得られるような努力をするですとか、そういうお話になっていくのかなと思っていたところですが、特にお考えがないということでございました。これについて、議会制民主主義の中で民意をきちんと反映させられていたのかどうかということを、いま一度確認していただきたいと思うわけなのですよ。

このままの答弁では、議会が不認定と言いましたから、それについては別に何も考えませんということにはならないのではないかと思います。場合によっては、行ってきたことを、要するにこの議会チェック機能がしっかりと認定をしなかったということは、ある意味、市民に対しての背任行為であるというようなことも言えると思うのですよね。なので、この点、もう一度御認識をしっかりといただければと思います。

それから、北海道電力泊原発の廃炉の要望の問題なのですが、市長は、市長公約に再稼働反対だと、反対のお気持ちがおありであれば、我々はそれを否定しているわけではありません。質問の趣旨

としてはそれはそれでいいのです。ただ、話の進め方として議会に報告もない、市民議論もない、その中で市としての意思形成をしたということが言えるのかどうかということなのです。反対の意見を公約にされたのはわかります。しかし、12万人市民がいる中で、いま一度確認する作業というのはやはり必要だというふうに考えます。

市長の公約というのは、これ1点だけの話ではないですし、いろいろな公約を掲げて今回当選をされ、市長という仕事につかれていますわけですが、部分的には賛成するけれども部分的には反対だという市民の方もいらっしゃると思うのです。そういう方たちに対して丁寧な説明を行いながら進めていかなければならない、市政を。そうすると、どうしても一個一個について議論をする場というのが必要になってくるのではないかと私は考えるのですけれども、不要というのであれば、不要だということなのでしょう。先ほどの御答弁では、そのように受けとめたのですが、市民議論を尽くすということは必要ないのかどうか、もう一度お答えいただければと思います。

それから、損害賠償請求訴訟の件です。まず前段の質問の部分ですけれども、市は何も対応を行ってくれなかったと、なぜそのような対応を行わなかったのかお答えくださいという質問に対しての御答弁ですが、我々は、顧問弁護士を法定代理とすることを求めているわけではないのです。質問文中にもありますけれども。例えば一旦は、公務で行ったもの、個人を訴えられてはいますけれども、公務について訴訟が提起されたものに関して、市の顧問弁護士という立場の人がいるにもかかわらず、それについてノーリアクションということになるのかどうか、その点は本当に解せないのです。顧問弁護士に法定代理人を務めてくれとかいうことではないのです。公務に関連して、どういう状況だったのかというのをいろいろお話ししていく中で、リーガルアドバイスの相談などは乗って来ててもよさそうなものではないかと思うのです。

仮に、今回は我々議員が議場での発言について訴訟の問題になったということですが、関係理事者の皆さんや、今一生懸命お仕事をされている各担当の職員の皆さんに、公務上でこのような状況が発生した場合は、同じような対応をするのか、そしてそれでいいとお考えなのか、いま一度御答弁いただきたいと思います。

ただ、先ほどの答弁の中では、あくまでも顧問弁護士としての、それが法定代理人をするということが前提としての答弁なのか。もし、そうであればかみ合っていないので、いま一度この辺しっかりと明確にしていきたいと思います。

それから、同じところですが、今回の小樽市が被告となった訴訟ですが、市長のお考えとしての御答弁がありましたけれども、いま一度確認なのですが、市長が市全体の責任者ということですが、この訴訟というのは、議会での発言に関連するものであり、議会関連の問題になってきているところなのですが、市長は市全体の代表者として適切に対応するとおっしゃっていますけれども、市の行政の行為とか職員の職務に関するものではないというところから、議会の意思をしっかりと反映させる対応をしていただきたいと思います。そういう対応をするということで、先ほどの御答弁を解釈してよろしいのか、この点、伺いたいと思います。

市長は、訴訟の訴状の上では、小樽市の代表者として名前が連なっておりますけれども、それは訴訟提起上やむを得ないといいますか、形式として名宛て人としては市長になりますが、事問題の内容としては、議会の中のお話であり、我々議員の発言をめぐってということですので、この点についてお答えをいただければと思います。議会意思を反映させた形の対応をさせてもらうということによろしいですねというのが質問の趣旨です。

次、議案についてのところですが、銭函3丁目駐車場に関しては、予算特別委員会で議論をさ

せていただくこととしまして、公園の遊具に関連してですが、定期的に期間中は巡回をされるというお話でしたけれども、済みません、聞き落としたのかもしれませんが。年間でおおむね何回ぐらい点検されているのか、お示してください。

それと、公用車の事故防止に対しての件ですけれども、安全運転講習会等を実施されているということですが、専決処分の報告を見る限り、個別具体のことだと思うのですよね。本当にちょっとした不注意で車をぶつけてしまったというところから、損害が発生しているということに関して、もう少し、例えばその対応策として私が認識してというか、答弁で出てくるであろうと思ったものというのは、2人同乗しているのであれば、常に1人は後方確認をして誘導するですとか、そういう作業を行っているのか、行っていないのかということが疑問になったわけでありまして。そういう個別に事故を防止する、あるいは勤務のスケジュールが過密になって、次から次へと移動する際の時間が短いようなスパンで移動するようなそういうスケジュールを組まないとか、そういうことも事故につながる大きな要因になると思うので、そういう対策もとっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、許認可の判断基準の点ですけれども、この審査基準等が未整備の状況、市も認識をいただいております。来年度中から実施とのことですが、これまでの議会議論でも示たとおり、正常な状況ではないです。来年度と言わず、システムとして大きく変えるというのではなくて、今、気づいたものから一つ一つ修正あるいは訂正あるいはしっかりと具体化の作業をしていただきたいと思うのです。こういう作業をしていただきたいと思います。それは、一度問題が起こったものであれば、今後も発生しないとも限らないものであるわけなので、その点についてはすぐ取りかかっていたいただきたいと思いますが、認識はいかがでしょうか、お示してください。

それから、市内の小・中学校統廃合の学校跡利用の件ですけれども、アイデアとかニーズの把握、市場調査をこれからやっていきたいという御答弁でございました。これは、何回も学校適正配置等調査特別委員会もそうですし議会議論の中でもそうですけれども、祝津小学校に関しては平成25年ですよね、これに関してまず優先して跡利用をしていきたいということですが、何かイメージというか、2年、3年経過していく中で、そういうものぐらいできていてもおかしくない時期かと思うのです。これは、議会議論の中でもいろいろな提言がなされてきております。もう一度確認していただきながら、本当に早急に進めていただくべきことだと思います。建物も使わなければどんどん老朽化していくわけですから、傷みが早くなってしまうので、せつかくの市の財産であり市民の財産なわけですから、ここは急いでいただきたいと思いますが、もう一回御見解を下さい。

それから、公共施設の件ですけれども、公共施設等総合管理計画が総務常任委員会に示されるということでございましたので、その内容を見てということになると思うのですけれども、個別の施策も計画を進めていきますよということでしたが、先ほどのいろいろな基準を示されていましたが、規模の適正さというのも今後修正するに当たっては考えなければならないのではないかと。

例えば、昭和50年代でいきますと、小樽の人口が18万、19万人前後の規模で想定されている建物かと思えます。建て直す際にコストの計算等も行ふ必要がもちろん出てくると思いますが、その際に、適正な規模はどのぐらいなのかというものもあわせて検討をいただきつつ、コスト計算をしながら予算づけを行って、なるべく早くいろいろなものを再建していただきたいということを考えています。要望を含めて、その点しっかり。

(発言する者あり)

違うのだよ、適正規模というのが先ほどの御答弁から抜けていたので、これを考えてくださいということ。

それから、市民プール整備検討会議なのですからけれども、具体的に場所の選定などというのがもうできているのか、絞り込みができていているというお話のようでしたけれども、具体的に場所も選定できているのかどうか。コストも検討しているということですからけれども、いつまで検討しているのかというのが、正直、市民の皆さんのお考えだと思います。もうこの辺でしっかりと案をお示しただけならいいのではないかと。

それで、ほかの建物と併設させてはいかがですかという案も示しました、お考えいただけそうな御答弁でしたけれども。例えばもう一つ提言しますと、先日の新聞の報道によりますと、今、港湾計画の中で小樽港第3号ふ頭に旅客ターミナル等を、市長はこの先つくる計画は、今年度、来年度でしたか、ないというようなお話が載っておりましたけれども、そういうものに抱き合わせしてつくっていくということも可能だと思うのです。観光客と市民が利用できる空間づくりというのは、もちろん可能だと思います。なので、そういうこともあわせて検討いただけたらいいなというふうに思いますので、見解をお示しただければと思うのですが。併設というのはそういうことです。老朽化したものだけではなくて、いろいろなものも考えあわせられるのではないかとということです。

経済対策についての再質問をさせていただきますけれども、地域連携に関しては、余市町、仁木町、しっかりプロモーションを進めていただきたいと思います。小樽市と余市町や仁木町、それからニセコ町も含めてですけれども、連携強化をしていくことによって、抽象的に北後志の観光が盛り上がるというだけではなくて、今、新幹線も新函館北斗駅まで来ている中で、そういった観光客の取り込みということも期待できるのかなという期待を込めての質問でございましたので、これはぜひ進めていただきたいと思います。

それから、観光DMOに関連してですけれども、今、小樽市でも歴史的建造物や夜のまち歩き等の企画が進んでいる状況を、私も認識をもちろんしているところですからけれども、小樽はもっといろいろな素材、市長も御存じだと思いますけれども、いろいろな素材がある中で、もっといろいろなアイデアがたくさん出てきて、それを観光客の方にどんどんヒアリングをしていただきたい。だから、夜景がきれいです、歴史があります、建物があります。このまちを歩いてみて何か新しい発見があったのかなどですね。

東京都墨田区は、視察の際に伺ったところ、そういう一つ一つのヒアリングをしっかりと丁寧に実施されておりました。こういういろいろなものを提案する中で、そういったヒアリング、体験をしていただく。それをまたしっかり巻き取って商品化していくといたしますか、資源化していくということが重要だと思うので、そのあたりについて、もっといろいろな外の目を利用して、小樽のまちのものを磨きをかけていくというか、そういう作業をやっていただきたいと思いますが、いかがかなと思います。

それから、経済活性化に関連してですけれども、先ほど御答弁の中で、ICTの企業等の支援をして受け入れの体制をつくっていくということでしたけれども、今いろいろなアイデアを持った企業があるので業種に限らずということではなくて、小樽に入ってきた業種や業態をしっかりとみきわめてというのも難しいかと思いますが、これもヒアリングがというお話になると思うのですが、いろいろな業態にしっかりと対応できるような給付金ですとか交付金等の措置をしていただきたいという趣旨です。

コールセンターというお話がありましたけれども、小樽市で、現状コールセンターの誘致が現実的に見えているのかどうかはわからないのですが、他都市の例でいきますと、札幌周辺でも意外に人材確保等が難しく、少し市域内に入ってくる企業よりも出ていく企業のほうが多いような情報も私は伺っているのですが、これは小樽市にとって本当に現実的なのかどうかお答えいただきたいというふうに思いま

す。

それと、中小企業振興基本条例ですが、準備会、設置されるということでした。これをまず早くしていただきたいということと、平成29年度に行う委員会のメンバーとして、今、想定されているような団体というのがあればお示しいただきたいと思います。

それから、高島地域の観光船事業に関してですけれども、漁業者との協議、何回かお話し合いの場を持ちましたということですが、これは前回の議会が終わって以降、具体的に何回ぐらいお話をされて、どういうお話し合いの内容になっているのか、お答えいただけますでしょうか。

小樽市の方針としては、漁業者との話し合いあるいは協定の成立というか、そういうしっかりとした関係性が構築されなければ、これ以上の何か事業者がこれから進めようとする許認可を認めていくという話にはならないのだという筋のお答えもあったと思います。これは、議会答弁でもそういう方向の答弁をされているのですよね。12月1日に、いきなり係船環の設置の許可がありましたと、もう係船環をつけたら船も係船できる、そういう状況ができていますと。

今までの議会議論全体を踏まえた中でも、その状況を今この場で御答弁されるというのはおかしいのではないかと。この点について、今までの議会議論を踏まえまして、今回、許可を出すに当たり、標準処理期間のお話もされていましたが、私は議会議論の中で公聴会等を開いて、しっかりと漁業者の声を聞いてほしいというお話までしましたよ。これは行政の側にしてみれば努力義務ですけれども。だから、この点を踏まえて、もう一度このままでいいのか、許可を取り消すべきだと思われるのであれば、そうしていただきたいと思いますし、このままでは漁業者の権利を侵害したままの状況が発生すると思うのですが、それについての市の見解をもう一度この場で示してください。

除排雪業務に関連して再質問させていただきますが、一つの共同企業体が2カ所のステーションを担当している状況について、その企業体がしっかりと除雪を行う能力を持っているので問題がないという御認識とのことでしたけれども、そうであれば、わざわざ共同企業体の構成員数にこだわる必要はないのではないのでしょうか。2社以上とかでもよろしいのではないのでしょうか。2社で、もし担当する企業たちが、その地域除雪をしっかりと行えるだけの能力があるのであれば、あえて4社だ、あるいはふやすという発想にならないのではないかと。この点についてしっかりこないのか、明確に市民の方に本当にわかるようにお示しいただきたいと思います。

それと、総合除雪の件で、今、企業で構成員のトップをとる企業たちの体力的なところが減少してきているように見受けられるというお話もございました。新しい企業にもノウハウを身につけていただいて、総合除雪に対応する社数をふやしたいのだということでしたけれども、これも前回定例会の中の議論でございましたが、誰が、そのノウハウを提供するのか、市が一定の予算づけをしてオペレーターの育成ですとか、あるいは重機の購入補助の何かを行うのか、あるいはそういう特殊なトレーニングを積むような機会を用意するのか、前回議論では、これを企業に押しつけたら大変ですよ、企業だってやってられませんよというお話になっていたかと思いますが、この点改めてもしこれを本当にお考えであれば、どういう形で進めるのかお答えください。

それから、排雪の基準のお話ですけれども、1メートルという排雪基準、1メートルで排雪してはいいかがですかというのはあくまでも例示です。これは1メートルでやってくれという話ではございません。なので、全く対応しないというのは少し冷たいと思うのです。1メートルがだめだったら1メートル20センチメートルなのか1メートル50センチメートルなのか、あるいは2メートルなのか、こういう明確な基準を示して、それに基づいて実施することによって、市民の皆さんに、ひいては不公平感とか不公正感、こういったものがなくなるわけであると私は思うのです。だから、おおむねの基準を示してくだ

さいと。雪がたくさん積み上がったら持っていきますと。そのたくさんというのは、では誰が決めるのかというと、市長なのか建設部なのか、そこの任意で決まる、あるいは恣意的に運用されるという可能性が十分に起こるわけであって、道路除雪と同じように明確な基準を求めていますよというお話ですから、しっかりとその点もう一度御答弁いただきたいと思います。

それから、貸出ダンプ制度ですけれども、今まで運用していく中で、不適切とか特例でやっていたというお話がありましたけれども、これ一言言わせていただきますと、市民の方たちも費用負担をして行っているものなのです。市が全面的に何か予算づけをして、全面的に市の支出で行っているものであれば何ら問題はなく、しかも住民の皆さんの冬の利便性を確保するための住民の皆さんもそれぞれの負担の中で行っているという、ある意味、本当は市が100%予算づけしてカバーできれば何の問題もないものであるにもかかわらず、市民の皆さんも負担してやっているのですよ。これは、あなた方の雪だからあなた方が勝手にやりなさいという話のものではもともとないですよ。

原点に立ち返るなんていうお話しされていましたが、原点というのは、あくまでも市民の皆さんが求める利便性、これをどう確保するか、ここだけだと私は考えます。その点少し見当が私と合わないところがあると思いますので、この原点という言葉も含めて、市民の方たちが費用負担をしているところも含めて、その方たちに対してどのような認識、対応で臨んでいくのか。少なくとも今回のこの制度変更については、市民に相当な負担を強いると思いますよ。見直ししていただきたいと思うのです、結論。この点についていかがですか。

それから、不適切、それから特例でやってあげていると、余りにも市民に対して失礼なお話だと思います。この点については、逆に言うと、訂正されたほうがよろしいのではないかと思いますけれども、この点についても見解を伺います。

それから、5点目に関してですが、まず小樽のけんしんについてですけれども、土曜日、日曜日の診療に関して、やはり医師等、それから人材の状況等で難しいということでしたが、何とかここは働く皆さんの健康を守るためにも、もう一度御検討をいただきたいということをお願い申し上げたいと思うところなので、ぜひ引き続き検討といえますか、可能な方法を探っていただきたいと思います。

保育所に関する質問については、御答弁いただきましたので、状況を把握いたしました。

再質問は以上になります。

○議長（横田久俊） 理事者の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 市長。

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外においては、各担当より答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

まず、第1点目の不認定のことについての私の見解を改めてということだったかと思います。反省や理解への努力を怠っているのではないかという御指摘ではありますが、私自身は、今までも何度もお話をさせていただいているように、参与の任用は必要だと考えていたところでございます。特に、除排雪等の対応も含めて、早い時期に任用は必要だということは、今までも皆様にお話をさせていただいたとおりでございます。その中で……

（発言する者あり）

よろしいですか。その中で、任用する前に、前日、前々日でありますけれども、議員の皆様にも御報告させていただき、その後、第2回定例会の中で議員の皆様からの議論等があったからこそ、それに基づいて第3回定例会において条例案等を提出させていただき、その理解をしていただこうという努力を

私なりには行ったと思っているところでございます。

しかしながら、その結果は、そのように条例は否決をされましたので、結果的にそのことを受けて、本来4年間任用したいという思いを自分自身の気持ちとしては抑えて、その予定していた3月末日のもともとの任用期間において離れていただいたと考えておりますので、その理解をしていただけなかったという意味合いにおいては、先ほど来からお話をしているように残念でならないというところで考えていたところでございます。

実際には、27年の第1回定例会で組まれた予算の中で、私の権限のもとで執行させていただいたことでございますので、これについては議会に対してもそうですし、市民の皆様に対しても背任だという考え方は持っておりません。

それと、原発のことで、もともと議会への報告は予定をしていたところでしたけれども、皆様も御存じのように、そのような行動等、また日程調整等を行う前に、新聞社が先にキャッチをされて載せられたということでございますので、私はこれをもって議会軽視でという考え方ではありません。結果的に、マスコミ関係者の方々が先に取り上げられたという結果であって、もともと予定させていただいたところでございます。

また、私といたしましては、議会の中においても、原発に対する考え方はどうなのだとか、さまざまな御質問等をいただいている、その場面でも何度もそのお話もしています。また、北海道電力に対してもアプローチをしていかなければならないという考えも皆様にお伝えをしておりますし、またこの議会議論の……

(「一言も言ってないこと言ったらだめでしょう」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。そのようにお話を、私、お話しさせていただいておりますし……

(発言する者あり)

そのような議会等……

(発言する者あり)

よろしいですか。

(「してないこと言ったらだめでしょ」と呼ぶ者あり)

議会等を通じて市民の皆様にも御理解をいただいているというふうに思っているところでございます。

(「全然違う」と呼ぶ者あり)

(「議事録訂正しなさい、違うんだから」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） お静かにしてください。発言中です。

○市長（森井秀明） よろしいですか。

私自身は、先ほど来から答弁させていただいているように、もともと選挙において原発再稼働に対して反対ですということをしっかりと証明し、それに向けて取り組むのは、選挙で当選した市長としての責務でもあり、また政治家として行動するのは当然のことだというふうに思っています。

ですので、私としては、そのようなことを積み重ねた、この1年半における積み重ねた経緯において、私はそれに基づいて取り組んでおりますので、誰かに対しての軽視だったりとか、または市民に対して伝わっていないというふうに思っておりません。さまざまな議論経過のもとで取り組んでいると考えているところでございます。

それと、3点目、裁判のことですけれども、恐縮ですが、この件について、まず何で対応してくれな

かったのかとお話しされていますが、まず個人で訴えられていたという経緯、さらにはその訴状も市には届いておりませんでしたし、内容もわかりません。そんな中で市のほうで何でやらないのだと言われても、でき得るわけがないと私自身は思っております。

また、私といたしましては、やはり秩序ある議会、そして品位ある議会を念頭に置きますと、もう少し慎重に質問をされていたら、このようなことにはなっていないと思っておりますし……

(「それは問題だわ」と呼ぶ者あり)

(「そんなのダメだって」と呼ぶ者あり)

(「それは問題だわ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

また、私から見たらですね、私ももちろんそうですし、市役所としても、または市民の皆様にとってもですね、そのような対応を少し考えていただければ迷惑にはならない、そのように私は思います。

やはり改めて秩序ある議会を意識して、このような出来事をですね、基づいて、改めていろいろと議会の中で考えていただけたらと、私自身は思っているところでございます。ですので、ノーリアクションとかという御指摘でしたけれども、実情としては何も対応ができようもなかったということでございます。

また、今後における対応をどうするのかというお話でもありましたけれども、その点におきましては、先ほどもお話ししたように、司法の場で適正な判断がなされるように市の代表の立場としてやっていくのが、今、私ができることだというふうに思っております。現状において、今後成り行きを見て弁護士とも相談をし、取り組んでいきたいなというふうに思っております。

(発言する者あり)

それから、先ほど公園整備のことで巡回点検の回数でしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それについては年1回と先ほど答弁させていただいております。委託業者にお問い合わせの部分においてはそのようになっております。

それと、許認可について、すぐに取りかかるべきことがあれば、すぐに取りかかるべきではないかという御指摘であったかと思っておりますけれども、先ほど答弁させていただいたように、現状、全体ではありませんけれども、それに向けて、今、準備をしているところでございますので、そのことについてそれで御理解をいただければと思っているところでございます。

また、学校の跡利用のことでございますけれども、さまざまな民間の方々とかも含めて、現在、祝津小学校を活用しながら、そのあり方などを考えていただいているところでありますので、それらも含めて、もちろん企画政策室で踏まえて、一番現行の方向性、方針の決まっていない学校の中で可能性があるのではないかということで先ほど答弁させていただいたところでございます。特に、その流れだけではなくて、市民の皆さんも含めて、それに対しての考えや思いを調査したいということですので、今、先ほど中村吉宏議員から御指摘のあったように、それに向けて動き始めているということで御理解をいただければと思うところでございます。

それと、公共施設においてですけれども、私としても一日も早く全てにおいて手をつけたいという思いはあるところでございますが、やはり今までも答弁させていただいているように、小樽市には、もうかなり多くの老朽化している施設、または古い施設をたくさん抱えているところでございます。そのような中で公共施設等総合管理計画を、今、策定をしていて、まさに今定例会における総務常任委員会、この取り組みを皆様に御報告し、またそれに対しての議論を深めていただきたいと思っております。

ので、それを踏まえて進めていきたいなというふうに思っております。

そして、プールについては、先ほど来から答弁させていただいているように、非常に積極的に今取り組んでいるところでございます。その絞り込みを行っているところでございますが、まだ皆様にお伝えできるところまでは至っていないというところでありますが、私といたしましても、プールの建設においては、市長公約の一つでもありますので、私としても何とかその方向性を早い時期に皆様にお示しできるように、今、行っているところでございますが、まだお知らせできる状況ではないということで御理解をいただければと思います。

それと、先ほどターミナルビルとの併設をというお話もありましたけれども、恐縮ですが、それについては現時点では念頭にありません。

それと、私からは、中小企業振興基本条例の委員については、恐縮ですが、まだ具体的などこの団体とかというところに決まっておられませんので、今お示しすることはできません。

それから、私から高島の件で、何回会って何回話し合ったのかについては、後ほど担当から答弁いたしますが、私からは、もう一点高島の件であったのですけれども、現在、今までも何度も答弁しておりますが、漁業権に伴うことであつたりとか、または漁業組合と協定を結ぶというような内容について、現在の許可要件の中に要件として残念ながら入ってはおりません。ですから、先ほど来から答弁いたしますように、将来的にその改善策というのは図っていかなければならないというふうに思っておりますが、現行の許可要件に基づいて行いますと、先ほど答弁したとおり、11月16日に御提言いただいているものですから、その許可要件に基づいて標準処理期間も7日以内であったところを、その状況を延びながらも内容を精査し、その上で12月1日に許可をしたということで、7日以上たっておりますので、急いで出したという考え方は持っておりません。

(発言する者あり)

それと、構成員数にこだわる必要があるのかということでもありますけれども、私といたしましては、多くの企業に参加をしていただきたいということを制度の中で組み入れることで、それがより実現しやすいだろうという考え方もあり、構成員数を4社という考え方もって行っているところでございます。

現行は、中村吉宏議員からお話がありましたように、実際に行える業者の方々、もともと手を挙げた方々というのは27社しかないというような状況の中で、強引に4社にしても手を挙げるところがない中で行うことは無理ですから、今回は、そういう意味では3社では行いましたけれども、実際にこれも御質問にありましたように、一つのJVが二つのステーションを受けるといような今までにない変則的な状況が起きておりますので、やはりこの状況を改善していくために、来年度に向けて現時点から検討していかなければならないと考えているところでございます。

それと、排雪基準についても、私から答弁いたしますが、これも先ほど答弁させていただいたように、やはり道路ごとにおける幅員も違いますし勾配も違います。また、除雪等をしたときに置ける雪押し場というか、そういうエリアにおいてもかなり違いがあるので、それを一律に基準を設けることは難しいということで先ほども答弁いたしましたけれども、そのような考え方から100センチメートル、または120センチメートル、またはそれよりも多く150センチメートルでどうだというお話がありました、なかなか雪山の高さだけで、また道路のうちのどこに設定基準を設けるのかという難しさも含めて、非常に難しいと考えているところでございますので、現行で、その排雪基準の設置はできないものと考えているところでございます。

それと、私からはもう一つ、貸出ダンプの件ですけれども、本来、貸出ダンプは、やはり不特定多数

の方々が使われる生活道路、一般道路、いわゆる公共の道路に対しての制度と私自身は認識をしているところでございます。ですから、やはりこのことをまず原点に立ち返るといえるのは、この道路に対してという考え方ですが、私は予算を故意に削ったりとかしているわけではございません。もともと貸出ダンプの予算は、私が就任前から7,000万円を組んでいたと私は聞いているところでございます。そのような中で、昨年、皆様からよく少雪と言われておりますけれども、この少雪の中でも1億円を超えている決算状況でございます。また、……

(発言する者あり)

よろしいですか。しかも平成24年度、25年度、26年度と、その貸出ダンプにおける費用はどんどんと膨れ上がり、26年度も7,000万円の予算の中で、その倍以上である1億5,000万円を超えて貸出ダンプが利用をされている状況でございます。ですから、予算における適正な執行からはかなりかけ離れ、また不適切に使われているというお話は、私が就任する前からお話として出ていたことでございますから、本来であればもっと早くから手をつけなければならない案件であったと私は認識をしております。

ですので、このたびも貸出ダンプにおける予算は約1億円で組んでおりますので、昨年の予算から比べますと大きい予算で組んでおりますから、私自身はそれを抑制を行って対応しているのではなくて、あくまでも原点に立ち返って制度を持続していくための適正であると考えておりますので、中村吉宏議員から、そのような貸出ダンプを今まで使われていなかったところへのやはり配慮が必要だという考え方は、私としても受けとめたいところではあります。制度持続のためにやむを得ずこのように行ったということで、先ほど答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（横田久俊） まだ答弁漏れありますね。

(発言する者あり)

公用車の事故対応ですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私から公用車の交通事故防止対策の件で答弁いたしたいと思います。

この事故防止につきましては、やはり繰り返しの注意喚起、これが一番大事というふうに考えてございます。先ほど勤務的にいろいろ厳しい、疲労等のようなお話もございましたけれども、昨今、小樽市の場合、一般職員が公用車の運転というふうな形態になってございますので、そういった中で本当に注意不足、こういったことでの事故が多い状況になってございます。先ほど、後方確認、複数の場合、2人のお話もございましたけれども、必ずおりてとか必ずそういうふうにはならないかもしれませんけれども、とにかく複数での運転の場合にはお互いに声をかけ合って等のそういった注意もしていかなければならないのかなと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど言いました安全運転講習会、これは毎年開いてございますけれども、これにつきましても、なるべく多くの職員が受講できるように、回数も平成25年は4回でしたが、その後ふやしまして平成27年には8回開く、なるべく多くの職員が、そういった受講できるような機会もふやしてございます。再度のお話になりますけれども、繰り返しの注意喚起をして、少しでも事故の防止を進めていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（横田久俊） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私は、経済、観光の関係で何点か御質問ございまして、まず余市町、仁木町との観光連携をもっとし

っかり進めていったほうが、新幹線を踏まえていいのではないかというお話ですけれども、確かにそのとおりで思っておりまして、私ども数年前の道の地域づくり総合交付金をいただいたときに、小樽・北後志広域インバウンド推進協議会、これを設立いたしました。その後、連携してやっているところがございます。実際には海外のプロモーションも含めて、それから東京で行われたクルーズセミナーなんかも北後志の皆さんも参加していただいてやっているところがございますし、答弁にもありましたような、いろいろなレジャーマップですとか、旅行会社の招請事業、そんなようなものも一緒にやっているところがございます。

ただ、後志全体になりますと、ニセコ町、倶知安町などとはMICEの連携はしているのですが、北後志との連携はまだ進めておりませんので、市長の答弁にありまして、もっと後志観光連盟ですとか後志総合振興局と協力しながら、後志全体としてもっと観光連携を進めてまいりたいというふうに考えております。それは観光協会とも連携してでございます。

それから、DMOの取り組みの中で、もっとヒアリングを大切にしていってほしいのではないかと、東京都墨田区の例も出していただきまして、これは地元だけですとか机上だけですとかそういったものではなくて、きちんと観光客の意見を聞いて進めてはどうかということだというふうに考えておりますので、それも昨年から行っておりますまちなか観光にぎわいづくり調査事業などは初めてかと思っておりますけれども、外国人にも実際にヒアリングをしたりしております。

それから、今回の事業、「夜のまち歩き」実証実験、この結果はモニタリングなどもしていきたいと思っておりますので、議員がおっしゃったようなヒアリングという趣旨は生かしながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、ICT企業との関係の企業誘致の部分ですけれども、コールセンターの引き合いというの、うまくはいかなかったのですが、そういう引き合いがあったことは事実であります。それで、このような業種というものの引き合いが多いということで、いろいろな業種もちろんあるのですが、この種の業種ということである程度絞り込んで今回お話しさせていただいたものであります。これらにつきましては、やはり今までは銭函ですとか石狩湾新港地域で実際に工場などをつくって、それに対する固定資産税の免除ですとか、そういったような支援をしてまいりましたけれども、実際にまちの中の既存のビルの中にこういうコールセンターなんかが入るときに今までの制度は使えないので、それに対して何とか支援できるような制度をつくっていったらいいのではないかとということで研究しているものがございます。

それから、先ほど市長からもございましたけれども、中小企業振興条例の今後のメンバーにつきましては、意見書を提出していただきました商工会議所と中小企業家同友会と準備会を開きますので、その中でもしっかりその点についても話し合っていきたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 産業港湾部参事。

○産業港湾部参事(飯田俊哉) 中村吉宏議員の経済についてのうち、高島地区における観光船事業についての再質問にお答えいたします。

まず、漁業者と漁業組合との打ち合わせ、協議の回数とその内容でございますけれども、10月7日以降、6回ほど組合とは協議を進めてございまして、航行の安全性ですとか、それから漁業権を侵害しないような方法について、また協定について打ち合わせをしてございまして、漁業組合からは、まずは漁業者を含めて内部で話を進めたいということでお話がございます。その都度、進捗状況について漁業組合に行って確認をして、都合6回ということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 建設部長。

○建設部長(相庭孝昭) 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、除雪において業界の支援といいますか、業者の皆様の支援ということについて、ノウハウの取得も含めて答弁させていただきたいと思えます。

市長から答弁ありましたとおり、ノウハウの取得に当たっては、現在まだJVが組めるという状況の中で意欲のある業者に参加していただいて、JVの中でノウハウを取得していただきたい。以前にもありましたけれども、下請とまたJVに参加するということは、そのかわり方が異なりますので、JVの中に参加していただきたいと、その中でノウハウを蓄積していただいて、JVを継続していきたいというふうに答弁したものでございます。

その中で、また業界の支援ということにつきましては、例示の中で機械の貸与とかそういったものはございましたけれども、今、講習会も含めて具体的に何をしますということはこの場ではどうしますということでは答弁できませんが、ただ業界からは車両の貸与、そういったものについても御要望はいただいておりますので、業界の置かれた状況といいますか、これは冬だけではなく夏も含めてですけれども、そういったことの状況については注視をしていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、一つ補足になりますが、先ほど市長が答弁しているのですが、市内の公園の巡視の部分でございまして、先ほど市長が答弁しました専門の業者による点検が1回と、このほかに私ども公園緑地課の職員が巡回で回っております。正確に統計といいますか、記録はつけておりませんが、数とそれから作業量からすると、おおむね二月に1回は回れるのではないかとこのように思っております。

また、作業とか何か業務で近くに行った際には、適宜、大丈夫だろうかということで、その状況に応じて点検をしているというふうに聞いているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 保健所次長。

○保健所次長(犬塚雅彦) 中村吉宏議員の再質問についてお答えいたします。

小樽のけんしんに関連して、土日の健診はどうかというお尋ねだだと思いますけれども、私どもといたしましても、受診機会の拡大については必要と認識しているところでございます。先ほど市長答弁でありましたように、これまで胃がん検診につきましては、北海道対がん協会のみでの実施でございましたけれども、今年度市内4医療機関でも受けられるようにしたところでございます。そういった中で、現在、医師会や医療機関と今後の健診に関する話し合いを持つように考えていたところでございます。そのような中で、そのほかの場面におきましても、今の御要望といいますか、土日の健診につきましても、その議題の中に取り上げて話し合いをしていくように考えたいと思っておりますので、そういった中で整理していきたいと考えています。

○議長(横田久俊) 答弁漏れはないですね。

(発言する者あり)

(「議長、12番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

○12番(鈴木喜明) 先ほど、森井市長の答弁の中で、北海道電力泊原発の廃炉要望書についての答弁でありますけれども、確かに議会の中では、市長は、再稼働につきましては、何回か聞かれたことについては私は反対だということは述べておりました。これは記憶にあります。

しかしながら、この北海道電力への廃炉の要望書を、先ほどの答弁の中では、議会の中で明らかにし

て、私は言ったというような答弁をいたしました。これについては全く私は記憶にございません。ということで、こういうことは言われていないということを、まずこの答弁の中ではっきりしていただきたいということを精査していただきたいと思います。

それから2点目は、今回の提訴された損害賠償請求の訴訟の件でありますけれども、先ほど市長の発言では、秩序ある議会を維持していただきたい等のお話でした。これは、いかにも我々議会に瑕疵があるような発言でありまして、今後この訴訟に関します立場にも影響しますので、それから議会に対しての侮辱的な発言ではないかというふうに考えてもおります。このことは耳に聞いただけなので、しっかりとこの答弁を起こしていただいて、中を精査していただきたいというのが今回のお願いでございます。よろしく申し上げます。

○議長（横田久俊） 鈴木議員の議事進行の発言に対して措置をいたしますが、1点目、議会の中で廃炉にするという答弁をしたのに、そういうことはないということですね、整理すると。

（発言する者あり）

それからもう一点は、裁判の訴訟の中で、品位があれば、もう少し慎重に発言してくればこういうふうにならなかったみたいなこととか、まさに裁判が係争中でありまして、その事件に関して被告となっている小樽市の代表の市長が御意見を言われるというのは、これは極めてだめな話だと思います。

それで、いろいろやり方があるのですが、後刻、議事録精査、録音を聞いて、そして不穏当な発言であれば、議長から取り消しをすることができます。それが1点あるのですが、最初の北電の話は、私も聞き漏らしたので。

留保というのですけれども、後刻、議長権限で録音を精査して、不穏当な発言という判断になれば、それは取り消しを命ずることができますので。

（発言する者あり）

少しお待ちください、微妙なところなので。

（発言する者あり）

ただいまの議事進行の発言のあった2点について、その部分だけ議事録を精査いたしますので……

（「議長、1点目は質問だから本人がやるべき話だよ。2点目はともかくとして」と呼ぶ者あり）

質問ですけれども、答弁の中で……

（「それは本人がやらなければだめだよ。質問の中でね」と呼ぶ者あり）

本人だね、本当はね。

（発言する者あり）

（「言うんだったら議事進行で言えばいい」と呼ぶ者あり）

いずれにしても、一旦議事録の精査のために休憩をいたします。

再開時間は追って連絡をいたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 7時20分

○議長（横田久俊） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

中村吉宏議員の会派代表質問の途中ですが、議事の都合により、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 7時21分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 千 葉 美 幸

議 員 酒 井 隆 行

平成28年
第4回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成28年12月19日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹													
副	市	長	上	林	猛	水	道	局	長	浅	沼	敦												
総	務	部	長	前	田	一	信	財	政	部	長	前	田	孝	一									
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	産	業	港	湾	部	参	事	飯	田	俊	哉				
生	活	環	境	部	長	渡	辺	幸	生	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭					
福	祉	部	長	日	栄		聡	建	設	部	長	相	庭	孝	昭	建	設	部	長	相	庭	孝	昭	
消	防	長	明	井	隆	生		病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	笠	原	啓	仁
教	育	部	長	工	藤	裕	司	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	中	村	哲	也	
財	政	部	財	政	課	長	志	賀	公															

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 5時50分

○議長（横田久俊） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、鈴木喜明議員を御指名いたします。

この際、議長から申し上げます。

12月5日、中村吉宏議員の会派代表質問の際に鈴木喜明議員から議事進行の発言があり、議長として市長の発言の確認のため議事録精査を行う必要があると考え、議事を中断し、休憩させていただきました。本日で中断から15日目を迎えましたが、この間の経緯を含め、議事進行の処理について説明させていただきます。

まず、議事進行の際に、私から「議事録精査の結果、不穏当な発言があれば、議長から取り消しを命ずることができます」と申し上げました。議員の発言についてはこのとおりなのですが、理事者の発言につきましては、その取り消しの申し出を勧告し、申し出があれば取り消しできるものでありました。私の認識が違いましたので、訂正させていただくとともに謝罪させていただきます。

議事進行につきましては2点ありました。

まず、原発の廃炉の関係ですが、これにつきましては、鈴木議員が指摘するような事実はありませんでした。

次に、市長から議会に対して侮辱的な発言があったのではないかとのことにつきましては、議会として議事録の精査を行った結果、次のように問題点が認められました。

まず市長からは、再質問にかみ合った答弁がないばかりか、市に対して訴状が提出されている案件について、被告の代表者であるにもかかわらず、個人的見解に基づいて訴訟に影響を及ぼす発言を行っていること。また、議員の質問を抑制・抑圧する発言があり、これは執行機関を牽制・監視し、適正な行政運営を確保するという議会機能を否定する行為であること。そして、何ら根拠も示せないまま小樽市議会が秩序も品位もない議会であると言わんばかりの一方的な発言を行っていること。これらの問題点について議会運営委員会に諮ったところ、議会としてこれらの発言を放置し認めることは、市民の負託を受けた議会の使命をみずから放棄することにつながるとともに、議会と市長との信頼関係構築を不可能とするものであり、今後の議会運営に多大な影響を及ぼすと判断がなされました。このため、議会運営委員会は市長に対し、発言の取り消しと謝罪を求めてきたところであります。

しかし、市長がその要請に一向に応じる姿勢を見せないため、議会における発言の取り消しを申し出るよう求める勧告書を、調整をとり市長に直接手交しようとしたのですが、残念ながら市長御本人には受け取ってもらえず、副市長に手交いたしました。これに対しまして市長からは、取り消しの意思がないとの文書回答がありました。

議会としましては、本会議を再開させるべく、議会運営委員会が市長との交渉を私に一任したため、市長、副市長、副議長と私で議会再開に向けての公開による4者協議の申し入れを行ったところでありますが、市長には受け取ってもらえず、実現には至りませんでした。

以上のとおり、鈴木議員からの議事進行を受けての処理と、この間の経緯について御説明させていただきました。議事進行の取り扱いにつきましては、以上のとおり措置いたしました。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

○7番（高野さくら議員） 会期延長を求める動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） ただいまの動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○7番(高野さくら議員) 日本共産党を代表し、会期延長を求める動議の提案説明をいたします。

このままでは、議案の審議も十分にできないまま第4回定例会が終わることになりかねません。議会の役割の中には、住民から選ばれた住民を代表する議員全員が議場に集まり、提出された予算案や条例案などの議案に対する審議や市政全般に対する質問を行い、市政が市民のために適切に行われているかなどチェックする必要があります。

また、必要に応じて監査を含め、検査や調査を行う重要な役割があり、市議会の最終的な意思決定をするための重要な機関であるわけです。住民からの陳情も何件か出されておりますが、住民からは「議会で審議ができずどうなるのか」などの声も寄せられています。住民の声を反映させることが議会の役割ですので、会期を延長して審議をするべきです。

以上を申し上げて提案説明とさせていただきます。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、討論に入ります。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 公明党を代表し、ただいま日本共産党から提出された会期延長を求める動議について、反対の立場で討論を行います。

日本共産党の提案説明にもあったように、議会は、住民から選ばれた議員で構成され、提出された予算案や条例案などの議案に対し審議することや、市政全般に対する質問などを行い、市政が市民のために適切に行われているかなどをチェックする役割があり、必要に応じて監査を求め、検査や調査を行い、議会意思を決定する重要な機関であります。

しかし、平成28年第4回定例会、12月5日の中村吉宏議員の会派代表質問の再質問に対する市長答弁は、市長と議会の信頼関係を失いかねない発言が問題となり、今日まで空転が続いてきました。この発言の中には、市長が議会を誹謗中傷していると受け取られかねない内容や議員の質問を抑制・抑圧するものであることから、小樽市議会では議長名でその発言の撤回を求め、議会発言に対する勧告書を副市長に託し手交しましたが、今なお誠実な回答がなされておりません。これは、日本共産党が市長に対して、市長の発言は本会議場で行う発言として不適切であり、また、質問されたことにかみ合っていない、議会を軽視するつもりがないというなら市長発言を取り消しし、議会を再開させてはどうか、市長も議会も再開を望んでいるのだから再開のための案を示してほしいと進言なされたとおりであります。その案の糸口も示されないまま議会を再開することはできず、このまま議案等を審議する状況にないと判断いたします。

以上、議員各位の賛同を呼びかけ、反対討論といたします。(拍手)

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

○21番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、2016年第4回定例会の会期延長を求める討論を行います。

提訴された損害賠償請求をめぐる質問で、市長答弁の精査を求め、議会は中断し、空転してきました。日本共産党は、市長とも話し合い、「品位ある議会を念頭に置きますと、もう少し慎重に質問をされていたら、このようなことになっていない」との市長答弁は不適切で、取り消すことで議会再開できると主張し、取り消しを求めてきました。

また、各党派代表者会議及び議会運営委員会等においても、議会を開催するための提案を行ってきました。しかし、現状では残念ながら議会再開に至らず、19日の閉会を迫ってきょうに至りました。提案された議案は一つも審議されていない状態です。議会の任務は、提案された議案に対して審議を重ね、市政をただす場にあります。現状は自民党の代表質問の途中であり、その後、予定されている一般質問及び予算特別委員会を初め、各常任委員会での議論もされない異常な事態となっています。

市民は、議会の審議内容を注目している状況にあります。日程的には厳しい状況にありますけれども、徹底した審議を行い、市民の負託に応えるべきと考えます。

各党派議員の賛同を求め、会期延長の討論いたします。（拍手）

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） ただいまの高野議員の会期延長の動議に賛成の立場で討論を行います。

まず、今回の空転に至ったのは、鈴木議員の議事進行の発言の後、議長の御判断により議事録精査のために休憩に入りました。このとき議長の発言内容では、議長権限で市長の発言を取り消すことができるとのことでありました。しかしながら、議員の発言に対しては有効であるけれども、市長の発言に対しては無効であるということが後に判明をいたしました。あくまで議事録精査のために処置した休憩でありますから、その精査の結果報告のために、議長は本議会をもっと早く開催すべきであったと考えます。その上で双方の意見を本会議上で闘わせるべきだったと思います。それがいつの間にか、訂正だ、削除だ、はたまた謝罪だと、そういう方向にすりかえられ、そのことが議会再開の条件とされたのは、いささか疑問が残る気がしてなりません。

（「したら、意見言えばよかったですよ」と呼ぶ者あり）

そもそも昨年12月11日と15日、予算特別委員会において、今回の訴訟の当事者でもあるお二人の議員の発言がきっかけでこのような事態になっているのは事実です。

（「難癖だよ、言いがかりでしょ、だたの」と呼ぶ者あり）

そこに特定企業名、特定個人名を出してしまったことが問題であると私は認識をしております。

（「市役所の資料に出てたんでしょ」と呼ぶ者あり）

これこそが不穏当な発言ではなくて、ほかに何というのでしょうか。

（発言する者あり）

今回の第4回定例会では、その当事者からの再質問に対して、あくまで当事者個人にお答えしたものであって、決して議会の誹謗中傷するものではないことは明らかです。

（発言する者あり）

また、今回の訴訟の原告は、あくまで第三者であり、一般市民でありますので……

（「違う」と呼ぶ者あり）

第三者を特定される場合には、よほど慎重に対応するのが議員としての立場であります。どのような理由であれ、第三者から訴訟が起こるといことは、議会としても今後、十分な配慮の上で議会運営をしていく必要があるのは当然です。

(発言する者あり)

私は、予算特別委員会の委員ではないため、昨年12月の委員会においては、この不穏当発言を指摘することはできませんでした。また、他の5会派の方々、そして委員長、誰も指摘できていないというのは、これも大変不思議なことです。

(発言する者あり)

よって、市長側には重大な瑕疵があるとは考えづらく、訂正、削除、謝罪などを議会再開の条件にすることなど言語道断であることを主張します。市民の重要な案件を審議する場である議会を一刻も早く再開することを願っております。

各会派の賛同を募り、私の討論といたします。

(「何かよくわかんねえな」と呼ぶ者あり)

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 3番、安斎哲也議員。

(3番 安斎哲也議員登壇)

○3番(安斎哲也議員) 会期延長を求める動議について、趣旨は賛同できますし、反対する理由もありませんが、会期延長したとしても市長の考えが変わらない限り、いつ議会議論を再開できるか不透明なままで時間だけが過ぎてしまいます。

また、会期延長することにより、年末のこの時期に理事者をずっと拘束させることにつながってしまいます。本日19日が12月1日に決定した会期末となっています。ここで、改めて市長においては議会の許可をもらうのが嫌だと訂正、取り消しの申し入れ書を出さないとだだをこねずに、小樽のため、住民福祉向上のために議会議論を再開させるよう、その傍若無人な態度を改めていただくよう求めます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

そして、本日中に市長が議会議論再開のための条件に応じていただくまで待ちたいと思いますので、今ここで明確な態度を示すことができません。

よって、自席にて棄権させていただきます。

(「それは変だ」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立少数。

よって、本動議は否決されました。

日程第1「請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

○23番(山田雅敏議員) 総務常任委員会の報告をいたします。

本日開催されました当委員会において、所管事務の調査について採決いたしました。

採決の結果、所管事務の調査は継続審査と、全会一致で決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長（横田久俊） これより、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○19番（林下孤芳議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

本日開催されました当委員会において、付託されております案件について採決いたしました。

まず、陳情第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、順次採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

本日開催されました当委員会において、付託されております案件について採決いたしました。

まず、請願第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、陳情第6号及び陳情第9号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 建設常任委員会の報告をいたします。

本日開催されました当委員会において、付託されております案件について採決いたしました。

まず、陳情第4号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第10号につきましては、採決の結果、賛成多数により継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第10号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

(「議長、12番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 12番、鈴木喜明議員。

(12番 鈴木喜明議員登壇) (拍手)

○12番(鈴木喜明議員) 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

本日開催されました当委員会において、付託されております陳情について採決いたしました。

採決の結果、陳情第7号は賛成多数により継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、陳情第7号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

この際、お諮りいたします。

陳情第12号ないし陳情第16号につきましては、別紙お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、各委員会にそれぞれ付託の上、閉会中継続して審査することにいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第2「決議案第1号」を議題といたします。

決議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫元議員) 提出者を代表して、決議案第1号高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議案について、提案説明を行います。

12月1日、市長は、観光船事業者が高島袖護岸への係船環の設置許可を行いました。

議会質問に対して、「書類が整ったとしても、ある程度、漁業者の方、事業者と漁業者との間で今後の進め方について一定方向の方向性が示されないと、なかなか許可はできないのではないかと答えてきましたが、協議の状況は漁業協同組合と事業者との協議がテーブルについたところです。

これまでの議会議論に鑑みれば、漁業者の理解がないまま、市長が観光船事業者に係船環の設置許可を行ったことは、漁業組合に対しても信義にもとる行為であり、市議会として納得できることではありませんので、高島袖護岸での係船環設置許可を取り消すことを求め、提案するものです。

以上、各議員の賛同をお願いし、提案説明といたします。(拍手)

○議長(横田久俊) これより、決議案第1号について討論に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

○6番(石田博一議員) 高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議案について、反対の立場で討論をいたします。

小樽市として、今回の産業港湾部の件に限らず、建設部であっても何でも、許可要件がそろっていれば7日以内に許可を出すということになっております。小樽市港湾施設管理使用条例第4条及び同条例施行規則第6条に基づく申請許可が許可要件を満たしていましたので許可をした、ただそれだけのこと

です。

(発言する者あり)

振り返りますと、10月31日に開催された経済常任委員会の中で、面野議員の、係船環の許可について、書類が整った場合、現在の状況下で許可を出すのかとの質問に対し、理事者の答弁は、書類が整ったとしても、事業者と漁業者の間で今後の進め方について一定方向の方向性が示されなければなかなか許可はできないというものでありました。ここで、この一定の方向性というのは、何も協定が結ばれるとか最終的な合意が得られるとか、そこまでは答弁いたしておりません。

(発言する者あり)

ここで、今定例会の中村吉宏議員の代表質問に対しての市長答弁は、市と事業者の話し合いにより、事業者が漁業権を侵害することのないよう対応するとの意思を確認した上で、既に漁業組合との話し合いが開始されたことにより事態の改善に向けて進んでいるものと判断したということです。

(発言する者あり)

それで一定の方向性が示されたものと解釈するに至ったということでもあります。さらに、許可要件を満たした申請者をいつまでも保留扱いにすることはできないものであることから許可をおろしたということでもあります。

(発言する者あり)

あとは、事業者と漁業者との折り合いがうまくいくよう、小樽市も間に入り、粛々と進めている真っ最中ですから、今さら許可を取り消す理由が見当たりません。

以上、各会派の御賛同をお願いして、私の討論といたします。

(発言する者あり)

(「議長、14番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 14番、中村吉宏議員。

(14番 中村吉宏議員登壇) (拍手)

○14番(中村吉宏議員) 自由民主党を代表し、決議案第1号高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議案に賛成の立場で討論いたします。

本年第3回定例会において、高島地域における観光船事業に関するさまざまな議論が行われました。その中で明らかになった重要なことは、高島地域が漁港区であり、観光船事業者と漁業者の利害調整等の必要性が認識されているにもかかわらず、漁業者の漁業権行使に対する何らの対応もしないまま、小樽市は、観光船事業の事業者からの申請に対する許認可を次々と与える行為を続けてきたことでもあります。そして、この事業者は市長の後援会関係者で、利益供与ではないかとの指摘もなされたところでありました。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

本年9月26日に行った経済常任委員会の視察の際には、観光船事業者が高島袖護岸に船を係留し続けていることで漁が行えず、損害が発生しているという漁業者の方の悲痛な訴えを耳にいたしました。その状況を目の当たりにした多くの議員から、市長に対し、高島の漁業者が困っている実情を実際自分の目で見て声を聞いてはいかかかという質問が行われており、市長は、前定例会の終了後に漁業者からのお話を聞きに行きたいと答弁されていたにもかかわらず、いまだにその声を聞きに行ってもいないとのこと。また、今定例会に提出された陳情第16号高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方についての文面中にも、漁の支障になるため、高島袖護岸への船舶の係留をさせないことが求められており、前定例会以降も、漁業者の方は、漁場保全等について不安視されていることがうかがえるもの

であります。そのような状況下での当該許可は、市民無視の行政運営であると言えます。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

また、漁港区内における問題であるにもかかわらず、当該許可に当たり、漁業関係者に対し、しっかりと意見聴取も行わないまま許可の進められたことは、公益性の観点からも是認することはできません。つまり、今回の小樽市の行為は不当であると言わざるを得ないものと考えます。

さらに、高島袖護岸への船舶の係留については、これまでの議会議論の中で、そもそも運河護岸、物揚げ場護岸以外の護岸への係留が認められるのか、北海道の解釈では、護岸はあくまで護岸であり、船舶の係留が認められるものではないとの指摘があり、それでも当該護岸に船舶の係留を認めようとする小樽市の見解に妥当と認め得る明確な根拠が示されていない中、今後の係船を可能にさせる係船環設置許可を行うということは到底許されるものではありません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

よって、自由民主党は、本決議案にある高島袖護岸での係船環設置許可は取り消すべきであると解し、本決議案に対し賛意を示すものであります。市長の責任において当該許可を取り消すことを強く求め、各党派議員皆様の御賛同をお願いし、討論とさせていただきます。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、決議案第1号高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議案に可決の立場で討論いたします。

市は、ことし5月9日、事業者オーナーが港湾室に来庁した際、高島漁港区内で観光船事業を行いたい旨の説明を受けました。その後、5月16日に港湾室が無断で高島袖護岸に設置してある公有財産の車どめに穴をあけ、破損させた状態で係留している船を確認したことから、今回の一連の問題が明らかになりました。

高島漁港では、第6次小樽市総合計画に基づき資源管理型漁業が行われ、漁業者がウニ、アワビなどの種苗を放流し、生育を管理し採取しております。まさにその地域に船が係留され、漁業者が何度も船を移動するように事業者に伝えたにもかかわらず、移動されない状況が続き、市が間に入り調整してきましたが、結局、船の移動は、10月5日に移動するまで約5カ月間にわたり再三の市の指導に従いませんでした。市は、当初から漁業者が高島漁港区内での浮き桟橋設置、観光船の係留は漁業活動や漁船航行の妨げになるおそれがあるため許可は取り消してほしいとの意見があったにもかかわらず、結果的にこれらの意見は無視し、漁業者の意見に配慮することなく、観光船事業に付随する許可を行いました。

第3回定例会では、一般質問、予算特別委員会、経済常任委員会での市の許認可の疑義について議論を重ね、市は議員の質問趣旨を認め、漁業者側との協議を抜きにして許可を出すことはあり得ないとの考えを示していました。

しかし、事業者が破損させた車どめの交換による原状回復の指導、陸域での建物利用実態の改善が12月1日時点でなされていない状況を知りながら、漁業者との協議が続けられている最中であり、理解が得られていない状況であるにもかかわらず、係船環の設置許可をしたことは言語道断であります。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

行政手続法の目的にも反し、公平性に欠く許認可が行われたことに対し、全く納得することができません。

たび重なる指導に対し事業者は、車どめについては、交換作業をする業者から見積もりをとっていない

いことを理由にし、また、陸域での飲食・物販店との届け出に反し、実態として船の倉庫として使用している状況の改善については、一時的に船を保管しているという理由で、きょう現在でも市の是正指導に従っておりません。市長は、みずからの後援会関係者が、かたくなに市の指導に従わないことに対しどう考えているのか不思議でなりませんし、通常このような状況は考えられません。

今回、漁業者の理解を得られないまま許可をしたことは、漁業者、市民を欺く、許しがたいものです。森井市長は、みずからの後援会関係者に対し特別な扱いをしているのではないかと疑いを持たれることのないよう十分反省し、公平・公正に行政運営を行うべきであり、今回の高島漁港における許認可が、小樽市政全般への信頼をも損なう問題であり、不信を招く重大な問題であることをしっかりと自覚し、拙速な判断により許可した係船環設置許可は取り消し、漁業者との信頼関係を再構築することを強く望むものです。

以上、議員各位の賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、決議案第1号高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議案に賛成の立場で討論をいたします。

12月1日、小樽市産業港湾部港湾室が高島漁港での観光船事業者が高島袖護岸への係船環の設置許可を行いました。この日は小樽市議会第4回定例会の初日であり、市長提案説明が行われた日です。港湾室が係船環の設置許可を行う方針であることは、同日、議会終了後に港湾室から各会派に説明されました。

（「拙速だ」と呼ぶ者あり）

日本共産党としても、第3回定例会で大変な問題となったことでもあり、少なくとも定例会終了後、議会での議論がしっかり尽くされ、漁業者の理解を十分得てからでなければ絶対に許可をするべきではないと主張しました。しかし、同日付で許可されました。

ここで問題なのが、会派への説明の前に既に許可されていたということです。これが事実であれば、まさに議会軽視、議会への意見を聞くつもりがないことのあらわれではありませんか。

（発言する者あり）

市長は、これまで許可要件が整っていれば許可を出さざるを得ないといった趣旨の答弁をされています。私は、第3回定例会において、「問題ないというふうになったらすぐ許可されてしまうのですか。漁業者の意見も何も聞かないのですか」と質問をいたしました。答弁では、「申請書は、ただ出されただけでございますので、我々、今、委員からあったような意見も踏まえて、それで判断するということですので、許可するかどうかは、今お話をしたような条件をどの形で付すのか、今、その検討をしている段階ですので、申請されたから必ずとか、すぐ出すということでは決してございません」と述べられ、「最低でも約束してほしいのは、漁業者と協議を抜きにして許可を出すことはあり得ないということだけは発言していただきたい」という質問には、「漁業者と話し合いを進めるというのは今までもずっとお話をしておりますので、それについては委員のおっしゃるとおりでございます」と述べました。では、現実はどうか、事業者と漁組とが漁業権の確保について話し合いを開始する状況です。まだ始まったばかりです。とても漁業者の理解を得ている状況ではありません。

さらに、今回の許可は、漁組の皆さんに対しても大変失礼な行為です。市長は、事あるごとに職員が大変負担になっているとおっしゃいます。しかし、この問題では、市長自身がトップダウンで許可しな

さいと強行に指示していたことが原因ではありませんか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

市職員に責任を押しつけるかのような発言はしていただきたくありません。みずからの特別な指示によって今回の強引な許可となったことを、市長、あなたは猛省し、係船環設置許可を取り消しするべきです。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

問題になっていると思われる業者は、どのようなお方でしょうか。小樽市立病院で行われた小樽市議会「市民と語る会」では、オーナーと社長と思われる方が、小樽観光の発展のために事業を開始した、雇用にも貢献しているといった趣旨の発言をされています。本当にそうであれば結構なことだと思いますが、どうでしょうか。

そこで勤務していた方の実態はどうだったのか。私は、メンバーの方々と直接お会いしてお話を伺いました。そこで出てきた数々の問題に、私は率直に言ってブラック企業そのものだと感じました。

(発言する者あり)

メンバーの一人は、「現代の蟹工船のような出来事だった。このままいけば来シーズンも事業を行うだろうと思う。これ以上、若い人の犠牲を出させないでほしい。願わくば来年から事業ができないように撤退してもらいたい」と涙ながらに語りました。

(「そうなんだ」と呼ぶ者あり)

元メンバーは、ことし3月の段階では月給20万円、週休2日、午前9時から午後5時までの勤務ということで雇用されました。しかし、実態はどうか。5月にオーナーに呼び出された際、造船所跡地である現在の場所をアルバイト契約でらくたを片づけてくれと指示され、時給800円、5月の給料は7万円弱しか支払われませんでした。メンバー誰もが6月から給与発生だと思っていたが、支払われませんでした。アルバイトもオーナーのその日の気分で指示されました。朝来たら、あしたは来なくていいという感じ、どういった工程で進められるのかわからず、オーナーに何回も工程表をつくってほしい、給与をきちんと払ってほしいと言ったが、聞き入れられませんでした。その後、アルバイト料が支払われましたが、約束の3分の1しかありませんでした。メンバーの交通費も支払われませんでした。メンバーから、このままでは生活が成り立たないとなりました。オープン後も現場にオーナーが来たときにメンバーがそろっていないと、「何で俺が来ているのにそろっていないんだ」とキレられました。最終的には午前7時前から午後8時過ぎまで勤務するのが通例となっていたそうです。給料も約束どおり支払われず、売り上げ分配だとされ、オープン以来休日はなく、しかも未払い給料や未払い交通費が残っていると聞きました。

さらに、オーナー自身が、雨が降った日は休みにしようと提案いたしました。これを受けて営業を終了しメンバーの大半が帰宅したところ、オーナーがやってきて、「何で営業してねえんだ、寝ぼけたことを言っているんじゃないぞ。今から呼びつけ営業しろ」と命令したそうです。

(発言する者あり)

8月20日、約束した給料ではないことや待遇面など他のメンバーから相当文句が出ていることをオーナーに伝えたところ、「下の者の意見なんて聞くな」と逆ギレされました。この時点で続けられないと、他のメンバーとともに退職届を提出したそうです。

小樽市長として、これまで述べたことが真実であるならば、大変な問題であると思いませんか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

旅客船届出は5艇出され、最初の3年は複数艇不可ということで、ルールをかいくぐるために小型艇

4艇は当該事業者から貸与を受ける用船契約となり、個人事業主だとされました。オーナーは、個人事業主だから売上げが上がれば手取りもふえると一方的に話しました。オーナーは、テレビCMやプロモーション映像もつくる、雑誌やテレビの取材も受ける、宣伝はこっちでやるので運転だけやっていたらよいと話しました。しかし、テレビCMやプロモーション映像、雑誌やテレビの取材も実際はありませんでした。

そもそもメンバーは、正社員として雇用される約束でした。しかも、オーナーや社長から具体的な業務の指示があり、出退勤も管理されていました。物の本によれば、偽装請負とは、書類上、形式的には請負契約だが、実態としては労働者であるものをいい、違法だと断定しています。実態として業者Bで働くように労働者をあっせんします。ところが、Bは、その労働者と労働契約を結ばず、個人事業主として請負契約を結び、業務の指示・命令をして働かせるというパターンです。まさに今回のケースは、偽装請負そのものではないでしょうか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

小樽市に夢と希望を持って働きに来た若者が、絶望のまま小樽市を去らなければならなかったことは遺憾であり、違法行為の可能性が極めて高い事例であると言わざるを得ません。

さらに、ある雑誌で、オーナーと社長と思われる方は、小樽の振興発展のために事業を開始したこと、敷地内に飲食コーナーを設け、小樽の海産物であるウニやタコなどもぜひ味わっていただきたい、このように記しています。私は、それを見て何かの冗談かと率直に思いました。なぜならば、問題となっている高島漁港区は、ウニやアワビ、ナマコの漁場であり、事業者が護岸に違法にU字フックを取りつけ、船を係留し、漁の妨げとなることから漁民から船をどかしてほしいと言われても、係留料を払っているのだからと言って船をどかさず係留し続けたことが発端であったからです。

また、今回の係船環の設置工事を行う工作物等施工許可は、事実上、当該業者だけが使用できる専用停泊所、プライベートパスを認めることではありませんか。なぜこれほど特定の業者を優遇するのか理解することができません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

以上申し上げ、係船環設置許可の取消しを求める決議案に賛成し、議員各位への賛同をお願い申し上げます。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）

○3番（安斎哲也議員） 決議案第1号高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議案に対し、

（「賛成」と呼ぶ者あり）

棄権の態度をとります。

（「あり得ない」と呼ぶ者あり）

この決議案にあるとおり、市は、経済常任委員会で、「書類が整ったとしても、ある程度、漁業者の方、事業者と漁業者との間で今後の進め方について一定方向の方向性が示されないと、なかなか許可はできないのではないか」と答弁しておきながら、今定例会が開会する間際になって突然許可を出しました。言っていることとやっていることが違う、言行そごするという甚だ理解できない行政行為を行いました。これまでの議会議論を何も尊重しない行為は許されるべきではありませんし、どこからの誰からの声によっていきなり許可をしたのかが、憶測だけが飛び交う状況です。漁業者と事業者との問題に市が何らかの圧力によって許可をしたのは、行政行為として問題です。

しかし、執行機関のチェック機関である小樽市議会が一民間事業者に対する行政行為に取り消しを求めるには、情報が余りにもなく、議会議論もできていません。私としては、まずは該当する委員会を開き、その行政行為について質疑を行うことが優先するべきであると考えます。

(発言する者あり)

ただし、本来は、今定例会において議論できるものでありましたが、それが市長の不穏当発言と眼中無人な態度によって、かなわなくなりました。先ほども述べたとおり、まずは情報が不足していること、議会質疑ができていないことから取り消しを求めるまでの判断に至らないため、自席にて棄権いたします。

以上、討論を終えます。

(「本音は何さ」と呼ぶ者あり)

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇)

○4番(中村岩雄議員) 高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議案に棄権の立場で討論いたします。

係船環設置許可を行った根拠につきましては、護岸の登録に当たっての条件となっていること、事業者から小樽市港湾施設管理使用条例第4条及び同条例施行規則第6条に基づく許可申請が許可要件を満たしていたため、市と事業者の話し合いにより、事業者が漁業権を侵害することのないよう対応すると意思を確認し、既に漁業協同組合との話し合いが開始されたことにより、事態の改善に向けて進んでいるため許可をしたものと報告を受けております。

しかし、その後、漁業者からの陳情書が上がってまいりましたが、市と事業者との話し合い、事業者が漁業協同組合との話し合いがどこまで進んでいるのか明確な報告が確認できておりません。

また、一度係船環設置許可を取り消すと、再度許可を出すことは難しいともお聞きをしております。漁業者、事業者双方の立場を考え合わせ、今この時点では、決議案に賛成、反対の判断をしかねますので、棄権とさせていただきます。

○議長(横田久俊) 討論を終結し、決議案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横田久俊) 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第3「決議案第2号」を議題といたします。

まず、決議案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 13番、酒井隆行議員。

(13番 酒井隆行議員登壇) (拍手)

○13番(酒井隆行議員) 決議案第2号森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議案について、提案者を代表し、本文を読み上げ、趣旨説明といたします。

平成28年12月5日の本会議・会派代表質問1日目において、中村吉宏議員の再質問に対する市長答弁について、鈴木喜明議員から議会に対して侮辱的な発言があったのではないかとの議事進行があったため、本会議を休憩し、議事録の精査を行った。

その結果、議会として容認できない次のような重大な問題点が認められた。

まず、市長からは、中村吉宏議員の「訴訟に対して議会意思をしっかりと反映させた形で対応してほしい」という再質問にかみ合った答弁がないばかりか、市に対して訴状が提出されている案件について、被告の代表者であるにもかかわらず、個人的見解に基づいて訴訟に影響を及ぼす発言を行っていること。

また、「少し慎重に質問をされていたら、このようなことにはなっていない」「私ももちろんそうですし、市役所としても、または、市民の皆様にとってもですね、そのような対応を少し考えていただければ、迷惑にはならない」といった発言は、議員の質問を抑制・抑圧するものであり、さらに、執行機関を牽制・監視し適正な行政運営を確保するという議会機能を一方的に否定する行為である。これは、二代表制の一翼を担う議会としての役割を機能不全に陥れるものであり、自治基本条例を遵守しなければならない執行機関の長としてあってはならず、議会として到底看過できないものであること。

そして、何ら根拠も示さないまま「秩序ある議会、そして品位ある議会を念頭に置きますともう少し慎重に質問をされていたら」と発言するに至っては、まるで小樽市議会が秩序も品位もない議会であると言わんばかりの発言であり、もはや答弁でも何でもなく、ただ議会をいたずらに誹謗中傷しているにすぎない発言であること。

これらの問題点について、議会運営委員会では、協議の結果、議会としてこれらの発言を放置し、認めることは市民の負託を受けた議会の使命をみずから放棄することにつながるるとともに、議会と市長との信頼関係構築を不可能とするものであり、今後の議会運営に多大な影響を及ぼすと判断し、市長に対し、発言の取り消しを求めてきたが、一向に応じていただけなかったことから、異例ではあるが、議長から文書による発言取り消しの申し出を求める勧告を行うこととなった。

しかし、横田議長から森井市長に対し「議会発言に対する勧告書」を手交する際には、事前に約束をしていたにもかかわらず、これを無視し、公の場で直接受け取ることも協議することもせずに所在不明となり、

（「どこ行ってたんだよ」と呼ぶ者あり）

さらに、その後に予定されていた記者クラブの取材においては、森井市長は姿をあらわし、身勝手な主張を繰り返していたと聞く。これらの森井市長の言動は、地方公共団体の長としても、さらには社会人としても常識を疑わざるを得ないものであり、また、この勧告書の回答についても、その内容は回答に値するものではなく、これを受けて、議長が議会再開に向けた糸口を探るべく議長、副議長と市長、副市長による市民への説明をも果たす公開4者協議を提案するも、市長はこれを拒否した。

その結果、議会が10日間空転し、各党派・各議員が用意していた質問ができないばかりか、また理事者においても、多くの時間を費やし準備を進めてきたことが全て無駄になってしまった。そして何よりも、今定例会において市政にかかわる議論ができなかったことは、市民生活に大きな影響を与えるものである。

これら森井市長の不穏当な発言と身勝手な行動は、政治的・道義的にも決して許されるものではないことから、その責任を強く問うものである。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

以上、議員各位の御賛同をお願いし、森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議案の趣旨説明を終わります。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、決議案第2号について討論に入ります。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議案について、反対の立場で討論を行います。

先ほどと一部ダブりますが、先ほどの共産党からの動議の討論でも申し上げましたが、議事録精査のための休憩だったわけですから、速やかに議会を再開し、精査の結果説明から議事を進行させるべきだったと先ほども言いました。

（発言する者あり）

いつの間にか削除だ、謝罪だという方向に問題点をすりかえて……

（発言する者あり）

議会再開の条件にすることなど、全く理解に苦しむところであります。

（発言する者あり）

訴訟当事者からの質問に対しての答弁は、お尋ねになられたからお答えしたまでという……

（発言する者あり）

全く当たり前のことであり……

（発言する者あり）

その内容も訴訟に影響を及ぼすものとは感じておりません。

（「感じてるとかじゃないでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） お静かにしてください。

○6番（石田博一議員） むしろ問責案まで出してくる議会側の対応そのものが反省なしとされ、原告側に有利な影響を与えるものと考えます。

（発言する者あり）

よって、市長に正々堂々と裁判に臨んでもらうためにも、この問責決議案には反対し、むしろ取り下げるべきだと主張をいたします。

（発言する者あり）

各会派の賛同をお願いして、私の討論を終わります。

（発言する者あり）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（斉藤陽一良議員） 公明党を代表し、決議案第2号森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議案に可決の立場で討論を行います。

12月5日の本会議で、自民党の中村吉宏議員が、市内の貸出ダンプ関連事業者である道都総合事業協同組合が小樽市に損害賠償請求訴訟を提起している問題で、職員の業務上の行為について損害賠償責任が問われた場合の一般的な対応についてと、議員による議場の発言について損害賠償責任が問われた今回の場合については、議会の意思をしっかりと反映させる対応をしていただきたいという2点について、代表質問の再質問で市長としての対応をただしました。森井市長は、それに対する答弁において、職員の行為に対する訴訟への一般的な対応を聞かれているにもかかわらず、議員に提起された訴訟と混同して、ノーリアクションとかという御指摘でしたけれども、何も対応ができようなかったなどと、とんちんかんな答弁をしています。

また、議員による議場の発言について損害賠償責任が問われた今回の場合については、議会の意思をしっかりと反映させる対応をしていただきたいという点については、当然実質的な訴訟当事者である議員及び議会の意向を反映させて公判に臨む決意を表明すべきところ、一切何らの答弁も行っておりません。それどころか、訴訟における被告の代表者であるという立場を忘れたかのように、質問内容から意図的に外れて、逆に訴えられた議員を「秩序ある議会、そして品位ある議会を念頭に置きますと、もう少し慎重に質問をされていたら、このようなことにはなっていない」と、いかにも質問が慎重でなかったというように批判し、「私ももちろんそうですし、市役所としても、または市民の皆様にとってもですね、そのような対応を少し考えていただければ、迷惑にはならない」などと、公共の利害に関する事実について専ら公益を図る目的でなされた議員の議会発言に対して、質問を控えろと言わんばかりの発言を行い、あまつさえそれが市長としての自分に対して、市役所として、さらに市民にとって迷惑だと言っているのです。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

争われている平成27年第4回定例会予算特別委員会のやりとりは、極めて秩序と品位のある議論であり、市の提案に沿って配車方法を変更した場合、仮に平成26年度実績に当てはめると各事業組合のシェアがどうなるか、理事者側が示した試算では当該組合のみが前年対比65.9%のシェアアップとなるという真実と信ずるに足る相当の根拠を持って、特定の組合に対して利益を誘導することにならないかという議論を行ったものであり、このような場合、刑法第230条の違法性は阻却され、民法第709条の不法行為にも成立いたしません。今回訴訟が提起された議論は、まさに市の行う行政行為の公平・公正という公共の利害にかかわる、まことに重要な確かな質問であったのであります。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

訴えを提起する権利は、もとより全ての国民に認められております。しかし、このような議論をもし議員が訴訟を恐れて控えるようなことがあれば、それこそ行政を監視する議会の役割を放棄することにつながるのではないのでしょうか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それに対して森井市長は、そのような議会議論を自分にとっても市民にとっても迷惑だと発言したのであります。これは、まさに議員の議会質問を不当に抑圧するものであり、市政における議会の権能に対する挑戦であり、さらには二元代表制という地方自治の根幹を踏みにじる発言であります。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

これについては、ただ誤解を招いたからといって発言を取り消して済む問題ではありません。いまだに市長が議会議論が迷惑だという本音はそのままにして、不穏当発言とは思わないなどと開き直りながら、ただ議会再開のための打算として発言を取り消すかのごとき言辞を弄し、結局それをすら翻すに至っては、まさに言語道断であります。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

今回の事態は、一にかかって、市長が言わずもがなの我見に基づく不穏当な発言を質問された内容でもないのに確信犯的に行ったことが発端であります。議事進行の発言によって横田議長は議事録精査を命じて、本会議は休憩となりました。精査の結果、議会運営委員会是不穏当発言を確認し、当時の5会派一致して、市長に対して取り消しと謝罪を求めました。

しかし、市長は一向に応じる気配もなく、12月9日、議長は、小樽市議会始まって以来の「議会発言に対する勧告書（樽議第337号）」を市長に対して発出しました。この中で、市長発言が訴訟に影響を及ぼす、議員の発言を抑制・抑圧し議会機能を一方的に否定する、小樽市議会が秩序も品位もない議会

であると言わんばかりの発言で議会をいたづらに誹謗中傷するものという理由を掲げ、取り消しを申し出るべき文言を明示して、12月12日正午まで文書で回答するよう勧告いたしました。森井市長は、12月9日午後4時に議長らが勧告書を手交する際、庁内にいたにもかかわらず、姿をくらまして直接受け取ることをせず、副市長、総務部長が受け取りましたが、副市長、総務部長に対しても、その時間ないほうがいいと、暗に受け取らないよう指示していたのであります。その上、勧告書を直接受け取らないばかりか、同日午後5時30分過ぎから、みずから市政記者室に乗り込んで、みずからの正当性を一方的にまくし立てる記者会見を行いました。

市長からは、12月12日正午という期限におくれて同日午後3時30分、「議会発言に対する勧告書について回答（樽総第192号）」が提出されましたが、不穏当発言とは認識しておりませんので発言の取り消しは考えておりませんというゼロ回答であり、みずからの非を認めないどころか、少しでも早く議会の再開されるよう要望するという、ゆがんだ我見をただ一方的に押しつけようとするだけの無責任極まりないものであります。

これを受けて議会運営委員会は、今回の代表質問の再質問、それに対する答弁、議長の勧告書、それへの市長の回答書、さらにその問題点を詳細に整理した表を作成しました。

横田議長は、12月14日、市長に対して、市長、副市長、正副議長による公開の4者会談を開催するよう申し入れましたが、翌日には議会の再開を優先すべきとして、記者会見等では自分の発言の場がない等と主張し、地方自治法に基づく正規の委員会である議会運営委員会を通じた調整などをいかにも裏取引であるかのごとく批判し、直接公開の場での議論を強く求めていたにもかかわらず、議長の議会再開を目指す懸命の努力も拒否されたのであります。

（発言する者あり）

12月16日、議会運営委員会は、12月19日の会期末を控えて、上程された議案を全て審議未了、廃案としての自然閉会という前代未聞の事態をも視野に入れての対応を検討することを余儀なくされたのであります。

このような経過を見れば、質問されてもいないことを無理に引っ張り出した言わずもがなの悪質で意図的とも言える森井市長の不穏当発言に対して、議会は極めて冷静かつ合理的に当然の対応を行ったと言えます。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

この市長の態度は、市政を預かる者としての自覚と責任感を全く持たず、直接市民に対しても、また、市役所という行政組織を動かすリーダーとしても、その資質を著しく欠くものとして本来辞職を勧告すべき事由に相当するものと考えますが、今回は厳しくその責任を問うにとどめるものであります。

以上の理由により、決議案第2号森井秀明市長の不穏当発言により議会の混乱させたことに対する問責決議案に可決の態度を表明し、全議員の賛同を呼びかけて討論いたします。（拍手）

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 日本共産党を代表して、提案された森井秀明市長に対する問責決議案に賛成の討論を行います。

12月5日の自民党の代表質問の途中、市長の答弁で議会が中断したまま、議案審査のみならず市民から負託された要望も質問できず、さらに議会再開に向けた議論や努力が徒労に終わり、きょうに至ったことは重大な問題です。

議会が中断した最大の原因は、市長の地方自治法と議会制度への認識不足があると考えます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

問題となった秩序ある議会、品位ある議会については、地方自治法第104条で議場の秩序保持権は議長に専属する権限であることがうたわれ、同法第129条において「議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。」と定められています。同法第132条では、「議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」と、議員の言論の品位について規定しています。同法第134条では、「議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科することができる。」と定めています。これは、議会の自主性を尊重する趣意に由来するものです。このように議会内の発言は、議会内で対応する問題であり、執行機関の長である市長が議決機関である議会内の発言を公の本会議で指摘することは議会に対する越権行為です。

議会内における市長の立場は、同法第121条に、地方公共団体の長は、「議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席をしなければならない。」とあるように、市長は、説明のために議会に出席をするのですから、聞かれてもいない意見を述べることは控えなければなりません。議会に出席している市長は、議長の裁きに従うことが求められています。

市長は、議長勧告書に対して発言の取り消しは考えていないと回答されましたが、改めて発言の取り消しを申し出たということで、やっと議会が前へ進むと安堵したものの、取り消しが議会の議決が必要ということに納得されず、取り消しをしないという最悪の事態になりました。

小樽市議会会議規則第53条に、議員の発言の取り消しは、議会の許可が必要と定められています。議員は、議会内の発言には、どこまでも責任を負わなければなりません。発言者が錯誤に基づくような場合には、議会の許可を得て自己の発言の全部または一部を取り消すことができます。

執行機関の発言の取り消しについては、会議規則に明文規定がないが、公の政治を論じ、住民の代表機関である議会での発言であることから、議員と同様に取り扱うことが適当であると議員用語辞典で述べられています。市長が真に議会を再開して議案を議決してほしいと思うのなら、発言を取り消し、こうしたルールに従わなければなりません。市長には猛省を求め、二度とこのような事態にならないよう強く求め、賛成討論を終わります。(拍手)

(「議長、16番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 16番、面野大輔議員。

(16番 面野大輔議員登壇)(拍手)

○16番(面野大輔議員) 民進党を代表して、森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議案に賛成の討論を行います。

これまでの議会については、毎定例会の会期延長がなされてきましたが、今定例会においては、代表質問初日から空転したまま、本日このときまで開会されないままとなりました。その理由としては、市長答弁の中で小樽市を被告とした訴訟について触れたことに直接的な原因があると我々は認識しております。この訴訟は、市長の後援会幹部が原告となり、議員の委員会内での発言が名誉棄損に当たるとの内容ですが、議会は市政におけるチェック機関として、不正とおぼしきものが見られた際に質疑することは当然であり、言いがかりとも表すべきものです。これは、過去の判例などの根拠もあり、市長がたびたび私はそう認識しておりませんというような発言とは全く別のものであることは明白です。市長が答弁された「もう少し慎重に質問をされていたら、このようなことにはなっていない」「迷

惑」という言葉や、議会は品位や秩序がないという旨の内容が裁判の中で証拠提出された場合、小樽市が不利になることも十分考えられます。そのような中で、この発言は極めて軽率であり、議事録に残しておくべき内容ではなく、不穏当発言であると判断をされたわけです。

したがって、我々議会から当該箇所について発言の取り消しを求める勧告書を手交しましたが、その際も市長本人は打ち合わせと称して、公務中であるにもかかわらず居場所も明かさず、逃げの手を打っています。その後、文書による回答はありましたが、取り消しに応じない上、その中にあった不穏当だとは思わないとの内容は、到底看過できるものではありません。

以前、問題視された人事では違法だと思わない、今回は不穏当だと思わない、問題が起こるたびに自分の非は認めずに持論を展開されていますが、不穏当であるか否かは市長が決められることではありません。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

自分のルールの及ばないものを詭弁を弄してねじ曲げることはできません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

あまつさえ、くだんの市長答弁は議会の質問を抑止し、権能を抑え込もうとするようなものでありました。勧告書の回答以降、一度は発言の取り消しに応じる姿勢を見せましたが、一夜明け、手続上議決が必要と伝えた途端、取り消しを撤回し、開会には至りませんでした。

市長がみずからの発言において問題点をきちんと理解してさえいれば、このような空転には至らず、各党派それぞれの立場で市政をただすための多岐にわたる議論が行われていたと考えると深い悔恨の念を禁じ得ません。

我々民進党は、今回、定例会において、貸出ダンプ制度の見直しについて疑義を抱き提言させていただくつもりでした。森井市政が始まって以来、除排雪に関しJV構成員数、ステーション数、業務内容、貸出ダンプ制度、入札要件など幾つもの変更点が示され、変更に取りかかったもの、試行段階のもの、白紙撤回したものがあり、現段階では森井市長が個人的に目指している理想にはまだまだ発展途上の状態だと考えています。

そんな中で、現実的に大きな問題を抱える町会のお話を伺うことができました。今年度の貸出ダンプ制度の変更により、立地条件上、生活道路の雪を堆積する雪置き場の排雪が本制度の利用から除外され、その結果、全く利用できないということです。住民の方々は、毎年、本制度の利用に向け、1年かけて独自で行う除雪費用、貸出ダンプを利用するための積み込み費用を毎月積み立てて冬の準備をしています。多くの高齢者が居住する町会で毎月の積み立てを年金から拠出する世帯も多く、貸出ダンプ制度の利用ができなくなった場合、その費用は倍以上になると業者は試算しています。制度変更の案内から実施までの時間が短過ぎるため、利用者は費用の工面はもちろん、その対策などを考える余地はありません。当年度の地域除雪懇談会の場で周知しても遅過ぎるということです。市長は周知、説明を行っているという認識なのかもしれませんが、十分な時間をかけず、その対応に利用者はとても困惑し、怒りの声を上げています。

また、貸出ダンプにかかわる予算は、集合住宅の15件に対する500万円の削減のみが試算され、ほかの試算が行われていない状況であり、本来は、昨年のパトロールで分析し、ことしの予算にその効果を試算し計上するのが妥当ですが、本年度の見直しに関してはほとんど分析も行われず、行ってみないとわからないなどと市民生活を無視するような無責任な態度で実施する姿勢であり、また、利用団体の具体的な意見に耳を傾けない制度の改悪は、市長の公約違反だと言われても仕方ないのではないのでしょうか。

以上を踏まえ、制度の見直し実施は拙速であり、今年度パトロールによる十分な検証、利用団体への聞き取りを行った後、実施するべきです。よって、混乱が起こる前に本年度の貸出ダンプ制度の見直しを廃止し、研究を重ねた上で来年度以降の実施とすることを強く求めます。

本決議案の趣旨はもちろん、冬を迎える市民生活に多大な影響を及ぼす重要な案件の審議もなされず、ここに至ったことは森井市長に大きな責任があると判断し、本問責決議案に対する議員各位の賛同を求めて討論いたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）

○3番（安斎哲也議員） 決議案第2号森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議案に賛成の討論を行います。

決議文にも書かれているとおりなのですが、森井市長は、中村吉宏議員に対する再質問の趣旨に合った答弁をしないばかりか、小樽市議会に対する秩序のない発言を行うとともに、訴訟に関して原告を利するような発言をしました。市長の発言が裁判の証拠書類として使われてしまうという影響があり、もしも被告小樽市が敗訴した場合、税金から損害賠償金を支払うこととなります。この影響をも危惧した小樽市議会は、市長の発言の取り消しを求めてきました。議長名による勧告書も手交しました。

しかし、市長は、この手交の際に、約束していたにもかかわらず、すっぱかして行方をくらませ、雲隠れしました。何とも社会通念上、全く理解しがたい、品位のかけらもない愚行であります。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

しかも、その後、どこからともなく表に出て記者取材に応じ、身勝手な持論を展開しました。この市長の発言に対し、記者クラブ所属メディアもあきれ果て、どこの社も記事にせずスルーしました。

（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）

何とも恥ずかしい話です。その後、議長からは公開の場で4者会談を申し入れましたが、それも拒否されました。開かれた市政と公約した市長はどこに行ったのでしょうか。あいた口が塞がりません。

私としては、本会議での質疑及び一般質問において、「高齢社会で生きる人々のために」の項目で、市長公約の「小樽の素晴らしい自然環境を生かし老健施設の充実」という、これに対し質問をする準備をしていました。老健施設の充実に関しては、そもそも老健は、要介護高齢者にリハビリ等を提供し、在宅復帰を目的とした施設であり、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームとは異なり、ついこの住みかではありません。本市では特養のニーズが高く、待機者数も相当いる状況であります。その上で市長がなぜ特養ではなく老健の充実に着目したのか、市長の考えを伺いたかったのであります。本市においても老健施設を充実する、その目的は何のためなのか、市長の考えを伺い議論をしたかったものであります。

第3回定例会の総務常任委員会において、私は組織改革について質問しましたが、市長は優先順位についてこれからの協議になると、自分の考えを明確に答えることもできず逃げられました。原課と協議という答弁、それは間違いで、市長がまずまちに対するビジョンを示し、それに向かって優先順位を示し、そして原部・原課と協議していくべきだと思っています。ですので、今回の質問の最後に、私の理想を実現させられる手法の一つとして市役所機能の改革について提案をしようと考えていました。今回の市長の不穏当発言によって議会が空転し、これらの質問は全てできず、市長からも考え方を伺うことができなくなりました。

また、この質問を用意していたことによって、答弁を考えていた理事者の努力も葬り去られました。

ほかの議員の質問に対しても、夜中、朝方まで残り答弁をつくっていた理事者の仕事も無となり、気の毒でなりません。そして、委員会において理事者が報告しようとしていた案件も多くありますが、それに対する質問もできないため、市民の負託を受けた議員の意見を反映できなくなってしまい、市民生活に大きな影響を与えることは言うまでもありません。

市長が中村吉宏議員の質問の答弁で、私ももちろん、市役所としても、市民の皆様にとっても迷惑にならないと述べていますが、そっくりそのままお返しいたします。市長においては、妥協も民主主義も御理解いただけていないのであれば、政治家気取りをやめていただき、眼中無人な態度を改めるべきです。

よって、森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議案に賛成し、森井市長の責任を強く問います。

以上、討論を終わります。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(横田久俊) 4番、中村岩雄議員。

(4番 中村岩雄議員登壇) (拍手)

○4番(中村岩雄議員) 森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議案に棄権の立場で討論いたします。

小樽市に対する損害賠償請求事件に関連しての市議に対する市長答弁について、まず、この訴訟の請求の原因たる訴外中村吉宏市議及び濱本進市議の市議会における貸出ダンプ制度に関する発言については、現在、係争中であり予断を許さない状況下であり、市長としての発言については、慎重の上慎重であっていただきたいと思います。

(発言する者あり)

確かに、これまでに類似する裁判の判例もありますが、このたびの裁判は判決がまだ出ておりません。原告と被告、いずれが勝訴、敗訴するかがまだ決まっていないわけで、仮に原告が勝訴すれば……

(「原告勝訴なんかあり得ないよな」と呼ぶ者あり)

質問自体にも問題があったということになります。今回の中村吉宏議員の代表質問における質問も、訴訟に対して議会意思をしっかりと反映させた形で対応してほしいという執行機関としての市長の対応としては大変難しい対応を迫られていると思いますが、だからこそなおのこと発言は……

(発言する者あり)

○議長(横田久俊) お静かに。

○4番(中村岩雄議員) 慎重であってほしいと思うわけであります。判決が出るまでは、発言は撤回するという判断もあってよかったのではないかと思います。

しかし、市民の意思は議会を前に進めてほしいというのが大方ではないかと思います。市長と議会が対決したままこの第4回定例会が流れてしまうということには賛成できません。和解し、調整し、山積する課題解決のために前に進めていただきたいというふうに思うわけであります。議会側の抗議の意思を市長におかれては真摯に受けとめていただきたいと思います。市民意思のためにも譲歩し合い、妥協点を見出していただきたかったと思います。

(発言する者あり)

問責決議案に対しては、議会の意思を理解しつつも厳重に抗議することとどめ、問責決議案に対しては棄権の態度を表明させていただきます。

(発言する者あり)

○議長（横田久俊） 討論を終結し、決議案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立多数。

よって、さように決しました。

（「議長、20番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 議事進行ですか。

○20番（小貫 元議員） まず、この後、予定では休憩になる予定なのですが、議会運営委員会でも協議ありましたが、改めて休憩の再開後の時間を、今、示せるのなら示していただきたいなと思います。

○議長（横田久俊） この後、会議次第では休憩になっていますけれども、今の議事進行の発言は、その後、何時ごろ再開になるかということですか。

○20番（小貫 元議員） ここで休憩後の再開時間を。

○議長（横田久俊） 再開時間ですか、それはわかりませんね。

（「議長、20番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 同一趣旨ですとお受けできませんが、大丈夫ですか。

○20番（小貫 元議員） いや、違います。このままいくと審議未了となるおそれがあるのですけれども、議長の意向として審議打ち切りはしないということでもよろしいのですよね。

○議長（横田久俊） もちろん審議ができる条件が満たされれば、条件といいましょうか、要件ができれば、環境を整えばそういうふうにしたいと思いますが。

（「議長、20番、議会審議を継続することを求める動議を提出いたします」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） ただいまの動議は賛成者がいますので、成立いたしました。

直ちに、本動議を議題として、提出者から趣旨の説明を求めます。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

（「市長に笑われてるよ」と呼ぶ者あり）

（「何か変だぞ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、議会審議を継続することを求める動議の提案説明を行います。

議会運営委員会では、休憩後の再開は不確かなところか、流れとしては自然閉会だということでした。ですから、動議を提出するものです。

（「意味がわからない」と呼ぶ者あり）

今、説明します。

この会議の冒頭で、会期延長を求める動議が否決されました。

（発言する者あり）

それでも本日まだ時間があります。市議会としては、先ほど市長への問責決議案を私たちも賛成して

可決しました。これまでの市長の言動に対し、議会意思を示したわけです。この決議が通ったことにより、問責決議案に市長の発言内容が明記されますので、市長の発言取り消しは、もうできなくなりました。つまり、今後の協議を絶つことになりました。

このように、問責決議は、その議会意思を示すことで市長の責任を問い、市長の問題行為に対してけりをつける性格があります。そうなれば、本日配付の会議次第にあるように、採決すべき議案が残されている以上、議会の本来の任務である議会の審議再開しかありません。議長の意向としても審議終了はないということでした。

改めて私たちの議員に託された市民の声を実現するため、休憩後、直ちに再開することを求め、議員各位の賛同をお願いするものです。（拍手）

○議長（横田久俊） これより、討論に入ります。

まず、反対討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 反対討論はないようであります。

次に、賛成討論はありますか。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、ただいまの動議に賛成の立場で討論を行います。

市長の発言に対し議会が取り消しを求めても取り消しに応じないため、問責決議案が可決いたしました。市長との調整について、お互いに投げ合っていたボールを置き、議会が終了を宣言したことになります。そうであれば、とまっている代表質問を再開するべきです。

以上、討論といたします。（拍手）

（発言する者あり）

（「そんな茶番、やめたほうがいいって」と呼ぶ者あり）

○議長（横田久俊） 討論を終結し、これより採決いたします。

本動議に、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（横田久俊） 起立少数。

よって、本動議は否決されました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 7時44分

（午後12時に至るも再開されず、自然閉会）

会議録署名議員

小樽市議会 議長 横 田 久 俊

議 員 松 田 優 子

議 員 鈴 木 喜 明

○諸般の報告

○今定例会に提出された決議案

○平成28年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告（招集日印刷配布分）

- （１）菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成２８年９月、１０月分の各会計例月出納検査について報告があった。

以 上

高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議（案）

小樽市議会議員	松田優子
同	酒井隆行
同	面野大輔
同	小貫元

平成28年12月1日、小樽市長が高島漁港での観光船事業者が高島袖護岸への係船環の設置許可を行った。

第3回定例会でも高島漁港における係船が問題となり、森井秀明市長は、本会議において、事業者が行った漁業者への説明会では、「漁業者からは、高島漁港内での浮棧橋設置や観光船の係留は漁業活動や漁船航行の妨げになるおそれがあるため、許可は取り消してほしいなどの意見がありました。」と答弁したように、漁業者の理解は得られていなかった。

9月26日に市議会経済常任委員会の現地視察を実施した。その視察では、高島漁港内で漁を営んでいる漁業者から、観光船事業者の船が漁の妨げになると訴えがあり、改めて漁業者に事業実施の納得が得られていないことが明らかになった。

10月31日の経済常任委員会では、10月3日に申請が出されていた係船環の設置について、「書類が整ったとしても、ある程度、漁業者の方、事業者と漁業者との間で今後の進め方について一定方向の方向性が示されないと、なかなか許可はできないのではないかと答えている。しかし、協議の状況は「漁業協同組合と事業者との協議がテーブルについたところ」であり、十分な協議がなされたとは認められないし、漁業者の理解を得ているとは言えない。

これまでの議会議論に鑑みれば、漁業者の理解がないまま、小樽市長が観光船事業者に係船環の設置許可を行ったことは、小樽市漁業協同組合に対しても信義にもとる行為であり、市議会として納得できることではない。

よって、当市議会として、高島袖護岸での係船環設置許可を取り消すことを求める。

以上、決議する。

平成28年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成28年12月19日	議決結果	可決	賛成	多数
-------	-------------	------	----	----	----

森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議（案）

小樽市議会議員	千 葉 美 幸
同	酒 井 隆 行
同	佐々木 秩
同	小 貫 元

平成28年12月5日の本会議・会派代表質問1日目において、中村吉宏議員の再質問に対する市長答弁について、鈴木喜明議員から議会に対して侮辱的な発言があったのではないかとの議事進行があったため、本会議を休憩し、議事録の精査を行った。

その結果、議会として容認できない次のような重大な問題点が認められた。

まず、市長からは、中村吉宏議員の「訴訟に対して議会意思をしっかりと反映させた形で対応してほしい」という再質問にかみ合った答弁がないばかりか、市に対して訴状が提出されている案件について、被告の代表者であるにもかかわらず、個人的見解に基づいて訴訟に影響を及ぼす発言を行っていること。

また、「少し慎重に質問をされていたら、このようなことにはなっていない」「私ももちろんそうですし、市役所としても、又は、市民の皆様にとってもですね、そのような対応を少し考えていただければ、迷惑にはならない」といった発言は、議員の質問を抑制・抑圧するものであり、さらに、執行機関をけん制・監視し適正な行政運営を確保するという議会機能を一方的に否定する行為である。これは、二代表制の一翼を担う議会としての役割を機能不全に陥れるものであり、自治基本条例を遵守しなければならない執行機関の長としてあってはならず、議会として到底看過できないものであること。

そして、何ら根拠も示さないまま「秩序ある議会、そして品位ある議会を念頭におきますともう少し慎重に質問をされていたら」と発言するに至っては、まるで小樽市議会が秩序も品位もない議会であるといわんばかりの発言であり、もはや答弁でも何でもなく、ただ議会をいたずらに誹謗中傷しているに過ぎない発言であること。

これらの問題点について、議会運営委員会では協議の結果、議会としてこれらの発言を放置し、認めることは、市民の負託を受けた議会の使命を自ら放棄することにつながるとともに、議会と市長との信頼関係構築を不可能とするものであり、今後の議会運営に多大な影響を及ぼすと判断し、市長に対し、発言の取消しを求めてきたが、一向に応じていただけなかったことから、異例ではあるが、議長から文書による発言取消しの申し出を求める勧告を行うこととなった。

しかし、横田議長から森井市長に対し「議会発言に対する勧告書」を手交する際には、事前に約束をしていたにも関わらず、これを無視し、公の場で直接受け取ることも協議することもせずに所在不明となり、さらに、その後に予定されていた記者クラブの取材においては、森井市長は姿を現し、身勝手な主張を繰り返していたと聞く。これらの森井市長の言動は地方公共団体の長としても、さらには社会人としても常識を疑わざるを得ないものであり、また、この勧告書の回答についても、その内容は回答に値するものではなかった。

その結果、議会が10日間空転し、各会派・各議員が用意していた質問ができないばかりか、また理事者においても、多くの時間を費やし準備を進めてきたことが全て無駄になってしまった。そして何よりも、今定例会において市政に関わる議論ができなかったことは、市民生活に大きな影響を与えるものである。

これら森井市長の不穏当な発言と身勝手な行動は、政治的・道義的にも決して許されるものではないことから、その責任を強く問うものである。

以上決議する。

平成28年12月19日
小樽市議会

議決年月日	平成28年12月19日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	-------------	------	-----	---------

平成28年小樽市議会第4回定例会議決結果表

○会期 平成28年12月1日～平成28年12月19日（19日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員 会				本 会 議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成28年度小樽市一般会計補正予算	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
2	平成28年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
3	平成28年度小樽市病院事業会計補正予算	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
4	平成28年度小樽市水道事業会計補正予算	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
5	小樽市農業委員会委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
6	小樽市職員退職手当支給条例及び小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
7	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
8	小樽市手数料条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
9	小樽市民会館条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
10	小樽市民センター条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
11	小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
12	小樽市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
13	小樽市産業会館条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
14	おたる自然の村条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
15	小樽市観光物産プラザ条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
16	小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
17	小樽市都市公園条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
18	小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
19	小樽市の簡易水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
20	小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
21	小樽市消防手数料条例の一部を改正する条例案	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
22	工事請負変更契約について〔（仮称）消防署オタモイ出張所新築工事〕	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
23	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市いなきたコミュニティセンター〕	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
24	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市駅前広場駐車場及び小樽市駅横駐車場〕	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
25	公の施設の指定管理者の指定について〔小樽市夜間急病センター〕	H28.12.1	市長	—	—	—	—	—	審議未了
26	小樽市非核港湾条例案	H28.12.1	議員	—	—	—	—	—	審議未了
27	小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案	H28.12.5	市長	—	—	—	—	—	審議未了
28	小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案	H28.12.5	市長	—	—	—	—	—	審議未了
28年3定第7号	平成27年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	不認定	H28.12.1	不認定
28年3定第8号	平成27年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
28年3定第9号	平成27年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員会				本会議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
28年3定第10号	平成27年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
28年3定第11号	平成27年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
28年3定第12号	平成27年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
28年3定第13号	平成27年度小樽市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
28年3定第14号	平成27年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
28年3定第15号	平成27年度小樽市産業廃棄物処分事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
28年3定第16号	平成27年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
28年3定第17号	平成27年度小樽市病院事業決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
28年3定第18号	平成27年度小樽市水道事業決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
28年3定第19号	平成27年度小樽市下水道事業決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
28年3定第20号	平成27年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について	H28.9.6	市長	H28.9.16	決算	H28.10.11	認定	H28.12.1	認定
決議案第1号	高島袖護岸での係船環設置許可の取消しを求める決議（案）	H28.12.19	議員	—	—	—	—	H28.12.19	可決
決議案第2号	森井秀明市長の不穏当発言により議会を混乱させたことに対する問責決議（案）	H28.12.19	議員	—	—	—	—	H28.12.19	可決
その他会議に付した事件	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	総務	H28.12.19	継続審査	H28.12.19	継続審査
	市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	経済	H28.12.19	継続審査	H28.12.19	継続審査
	市民福祉に関する調査について（厚生常任委員会所管事務）	—	—	—	厚生	H28.12.19	継続審査	H28.12.19	継続審査
	まちづくり基盤整備に関する調査について（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	建設	H28.12.19	継続審査	H28.12.19	継続審査

請願・陳情議決結果表

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27. 12. 10	H28. 12. 19	継続審査	H28. 12. 19	継続審査
16	高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方について	H28. 12. 15	—	—	H28. 12. 19	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27. 12. 7	H28. 12. 19	継続審査	H28. 12. 19	継続審査

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27. 6. 23	H28. 12. 19	継続審査	H28. 12. 19	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27. 9. 2	H28. 12. 19	継続審査	H28. 12. 19	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27. 12. 1	H28. 12. 19	継続審査	H28. 12. 19	継続審査
12	家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 18	—	—	H28. 12. 19	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27. 6. 19	H28. 12. 19	継続審査	H28. 12. 19	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27. 12. 3	H28. 12. 19	継続審査	H28. 12. 19	継続審査
13	下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について	H28. 11. 18	—	—	H28. 12. 19	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出日 年 月 日	委員会		本会議	
			議決日 年 月 日	結果	議決日 年 月 日	結果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27. 8. 7	H28. 12. 19	継続審査	H28. 12. 19	継続審査
14	北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について	H28. 12. 5	—	—	H28. 12. 19	継続審査
15	北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について	H28. 12. 5	—	—	H28. 12. 19	継続審査

小樽市議会会議録

平成28年 第4回定例会

平成29年2月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111